

常陸大宮市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

茨城県常陸大宮市

は じ め に

1. 趣 旨

常陸大宮市は、平成 16 年 10 月 16 日に那珂郡大宮町、山方町、美和村、緒川村及び東茨城郡御前山村が合併し、市制施行により誕生しました。

このうち、旧山方町、旧美和村、旧緒川村及び旧御前山村の区域については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)に基づく過疎地域の要件を満たすことから、過疎地域に指定されました。

これに伴い、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために本計画を定めるものです。

2. 対象地域

本計画の対象地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる旧山方町、旧美和村、旧緒川村及び旧御前山村の区域を対象とします。

目

次

1	基本的な事項	1
(1)	常陸大宮市の概況	1
ア	自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	3
ウ	社会経済的発展の方向の概要	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
ア	人口の推移と動向	4
イ	産業別就業人口の推移と動向	5
(3)	行財政の状況	9
ア	行政の状況	9
イ	財政の状況	12
ウ	公共施設整備の状況	14
(4)	地域の持続的発展の基本方針	14
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	16
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	16
(7)	計画期間	16
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	16
2	移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	17
3	産業の振興	19
4	地域における情報化	31
5	交通施設の整備, 交通手段の確保	32
6	生活環境の整備	38
7	子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	42
8	医療の確保	45
9	教育の振興	46
10	集落の整備	54
11	地域文化の振興等	55

12	再生可能エネルギーの利用の推進	56
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	57

常陸大宮市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 常陸大宮市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、茨城県の北西部に位置し、北は久慈郡大子町及び栃木県那須郡那珂川町、東は常陸太田市、南は那珂市及び東茨城郡城里町、西は栃木県那須烏山市及び芳賀郡茂木町とそれぞれ接している。

地形的には、八溝山地及び阿武隈山地南端と関東平野周縁台地北端の境界部に位置し、東に久慈川、南に那珂川の2大河川が、中央部を緒川と玉川がそれぞれ流れている。北西部からその清流の流れに沿って、奥久慈県立自然公園や御前山県立自然公園等が含まれる広大で起伏の多い山地、ゴルフ場が点在する丘陵と畑地帯、そして南東部の河川の流域には水田地帯が開けている。

面積は、東西約 20.8 km、南北約 26.4 kmにおよぶ 348.45 km²で、茨城県の面積のおよそ 5.7%を占めている。

気候は、比較的小雨低温の関東北部の内陸型で、年間平均気温は約 13℃、年間降水量は 1300 mm前後、降雪は年間数回程度と過ごしやすい地域である。

(歴史的条件)

本市は、明治 22 年の町村制施行時には 1 町 14 村に分かれていたが、戦後の社会情勢の変化により、合理的かつ能率的な行政運営と住民福祉の増進を図るため、昭和 28 年に町村合併促進法が施行され、町村規模の適正化が求められた。そして、昭和 30 年から昭和 31 年のいわゆる昭和の大合併時には 2 町 3 村となった。

大宮地域では、昭和 30 年 3 月に那珂郡の大宮町、玉川村、大賀村、上野村、大場村、静村の一部と久慈郡世喜村の一部が合併し、さらに同年 7 月に那珂郡塩田村の一部と合併して新たな那珂郡大宮町が誕生した。

山方地域では、昭和 22 年に町制施行した那珂郡山方町と昭和 30 年 2 月に久慈郡諸富野村が合併し、同年 3 月には久慈郡世喜村の一部、久慈郡下小川村の一部と合併、さらに 7 月には那珂郡塩田村の一部と合併して新たな那珂郡山方町が誕生した。

美和地域では、昭和 31 年 9 月に那珂郡檜沢村と隆郷村が合併して那珂郡美和村が誕生した。

緒川地域では、昭和 31 年 9 月に那珂郡小瀬村と八里村が合併して那珂郡緒川村が誕生した。

御前山地域では、昭和 30 年 2 月に那珂郡野口村と東茨城郡伊勢畑村が合併して東茨城郡御前山村が誕生し、翌 31 年 9 月には那珂郡長倉村と合併して新たな東茨城郡御前山村となった。

昭和の大合併から約 65 年が経過し、その間、自動車や通信機器等の普及に伴う日常生活圏の拡大や地方分権の進展など、さらなる広域的な町村合併の気運の高まりにより、

平成 16 年 10 月 16 日に那珂郡大宮町，同郡山方町，同郡美和村，同郡緒川村及び東茨城郡御前山村が合併し，市制施行により常陸大宮市が誕生した。

(社会的，経済的諸条件)

本市は，県都水戸市に約 25 km，首都東京に約 120 km，常磐自動車道那珂インターチェンジに約 14 km の距離にある。交通網は，水戸市と郡山市を結ぶ J R 水郡線と国道 118 号が地域東部を南北に走り，南部を東西に国道 123 号，また南東部から北西部にかけて国道 293 号が走っている。これらを中心として主要地方道 7 路線，一般県道 17 路線が縦横断している。

北西部の山間部は，緑豊かな山々と久慈川，那珂川などの清流に恵まれ，南東部にかけてはゴルフ場が点在する丘陵と畑地帯，そして河川の流域には水田地帯が開けている。市の南東部に位置する大宮地域には水戸北部中核工業団地，宮の郷工業団地が造成され企業の誘致が進むとともに，国道 118 号沿いには大型商店が出店し，発展をとげてきている。

土地の利用状況を固定資産概要調書で見ると，総面積 348.45 km²のうち，田・畑が 55.47 km² (16.1%)，山林・原野 216.54 km² (62.2%)，宅地 15.76 km² (4.5%)，その他 60.68 km² (17.4%) となっている。特に，山林原野は，市北西部を中心に本市の約 6 割を占め，この保全と活用が課題となっている。

地目別土地の面積

(単位: km²)

区 分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	計
市全域	24.19	31.28	15.76	206.91	9.63	15.32	45.36	348.45
	6.9%	9.0%	4.5%	59.4%	2.8%	4.4%	13.0%	100.0%

(資料: 令和 2 年度固定資産概要調書)

平成 27 年度における農家戸数は，3,783 戸 (平成 27 年農林業センサス) で，全戸数の 23.6% を占めているが，1 世帯当たりの平均経営耕地面積は約 46 アール，専業農家数は 648 戸と農家戸数のわずか 17.1% となっている。これを過疎とみなされる旧山方町，旧美和村，旧緒川村，旧御前山村 (以下「過疎地域」または「本地域」という。) でみると平均経営耕地面積は約 35 アールと農業経営基盤は一層弱く，その多くは高齢者が営む自家消費程度の農家である。中山間地域という土地条件の制約から経営規模の拡大は困難な状況にあり，農家の暮らしを支える収入面においては他産業への依存度が高くなっている。

本市の面積の約 6 割は林野となっている。本市における林家数は 2,097 戸 (平成 27 年農林業センサス) であるが，林業を取り巻く環境は木材需要の低下，外材依存，林業後継者の不足など，厳しい状況にあり，この振興策が課題となっている。

農家・林家の現況

(単位:戸)

区 分	総農 家数	自給的 農家	販売 農家	専業 農家	兼業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	林家数	林家保有 面積(ha)
市全域	3,783	2,001	1,782	648	1,134	68	1,066	2,097	18,183
過疎地域	2,024	1,175	849	299	550	43	507	-	-

(資料：平成 27 年農林業センサス)

工業は、事業所数 114 か所、従業員数 4,255 人であり、製造出荷額は 921 億円（平成 28 年工業統計調査結果報告：従業者 4 人以上）であるが、この大半は水戸北部中核工業団地等を擁する大宮地域で占めている。

過疎地域においては、近年事業所数が減少傾向にあり、従業員数、製造出荷額も減少している。

商業は、大宮地域の国道沿いに大型店が進出しているが、消費者ニーズの高度化・多様化、商業後継者不足など商業環境の変化が顕在化しており、事業所数及び従業員数は共に減少傾向となっている。

事業所の現況

区分	工業 (事業所数)	従業員数 (人)	製造出荷額 (万円)	商業 (商店数)	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
市全域	114	4,255	9,218,060	424	2,415	6,547,606

(資料：平成 28 年工業及び平成 26 年商業統計調査)

観光は、奥久慈県立自然公園や御前山県立自然公園をはじめ自然景観に恵まれており、特に、やまがたすこやかランド「三太の湯」、美和「ささの湯」、ごぜんやま温泉保養センター「四季彩館」の施設については、観光客の受入れ体制がある程度整備されている。今後は、これらの施設を活かした滞在型の観光地づくりや観光・交流施設の充実を図っていく必要がある。

イ 過疎の状況

昭和 30 年代後半から 40 年代にかけての我が国の高度経済成長は、就業構造、生活構造を大きく変え、農村から都市への人口流出という現象を生み出した。本市においても、昭和 35 年（国勢調査）に 61,238 人であった人口が、平成 27 年（国勢調査）には 42,587 人と 55 年間で 30.5%減少した。なかでも昭和 45 年に過疎対策緊急措置法による過疎地域に指定された旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村の区域の人口減少は顕著で、昭和 35 年（国勢調査）に 36,644 人であった人口は、平成 27 年（国勢調査）には 16,971 人と 53.7%減少している。

この過疎化現象は、教育や自治、集落機能など多面にわたり少なからず影響を与えた。特に、児童・生徒の大幅な減少は、小・中学校の統廃合、少人数学級の増加など学校教育に新たな問題が生じ、また、若者の減少は農林業・商業の後継者不足、青年活動の低

下、文化・スポーツ活動の低下等に顕著に表れている。これに対して、高齢人口の増加は、自治体への財政負担の増加をもたらし、第2次、第3次産業への就業人口は減少となり、様々な問題を提起している。その問題を解消すべく昭和45年以来、四次にわたり制定された過疎対策関係法のもとで、過疎対策について積極的に取り組んできたところである。

産業の振興では、土地基盤整備や森林の整備を施し、経営の近代化や合理化が図られ、交通通信体系の整備では、地域住民の生活道路である市道及び農道、林道を計画的に整備した。生活環境の整備では、簡易水道及び污水处理施設の整備を施し、高齢者等の保健及び福祉の向上では、高齢者への生活支援や子育て環境の向上に努めた。医療の確保では、医療体制の構築に努め、教育の振興では、各学校施設の整備を進めてきた。

しかしながら、出生数の減少や市外への転出者の増加は一層進んでおり、人口減少の加速化がさらに危惧される状況にあることから、本市が有する様々な資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたって持続的な地域を継続していくため、過疎対策を積極的に推進していくことが必要となっている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市は、JR水郡線が地域東部を南北に走り、国道3路線、主要地方道7路線、一般県道17路線が市内を縦横断し、県都水戸市に約25km、首都東京に約120km、常磐自動車道那珂インターチェンジに約14kmの距離にある。北西部には緑豊かな山々と久慈川、那珂川などの清流に恵まれ、南東部にかけはゴルフ場が点在する丘陵と畑地帯、そして河川の流域には水田地帯が開けている。市の南東部に位置する大宮地域には水戸北部中核工業団地、宮の郷工業団地が造成され企業の誘致が進むとともに、国道118号沿いには大型商店が出店し、発展をとげてきている。

一方、過疎地域の産業は、多くの世帯は第1次産業である農林業にかかわりをもって、経営規模も小さく、生産農業所得も少ないことから、第2次、第3次産業の従事者が主となっている。

また、少子高齢化の進展や若年層の流出により就業人口も減少している。

このため、交通体系の整備等を推進し、本地域から通勤等可能な条件整備を図る必要があるとともに、豊かな自然を維持しながら良好な住環境を整備するなど定住促進策を推進する必要がある。

さらに、恵まれた自然に育まれた地域資源を活用した特産品の開発や観光・交流施設の充実を図り、これをネットワーク化するなど観光の振興を積極的に推進する必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

表1-1(1)で見られるように、本市の昭和35年における人口(国勢調査)は61,238人であるが、平成27年の人口(国勢調査)は42,587人となっており、昭和35年と平成27年の人口を比較した場合、人口で18,651人の減、率にして30.4%の減となっている。従来からの傾向としては、昭和45年以降、大宮地域が横ばいで推移しているも

のの、市全体としては都市部への人口流出、少子化等の影響により減少が続いている。

表 1－1（2）の過疎地域で見ると、昭和 35 年の人口は 36,644 人、平成 27 年の人口は 16,971 人で、比較すると人口で 19,673 人の減、率にして 53.7%の減となっている。特に、低年齢層の人口が減少しており、0 歳から 14 歳までの年齢階層では昭和 35 年が 13,786 人であったが、平成 27 年には 1,424 人となり、人口で 12,362 人の減、率にして 89.7%と著しく減少している。

一方、65 歳以上の高齢者の人口は、昭和 35 年と平成 27 年を比較すると、昭和 35 年の 3,257 人に対し、平成 27 年は 6,585 人と倍増している。過疎地域人口に占める高齢者人口の割合は増加しており、過疎の特徴でもある少子高齢化は依然として進んでいることがうかがえる。

このように、64 歳以下の人口の割合が減少し、高齢者人口が増加し続けることにより、人口減少が加速した結果、表 1－1（3）で見られるように、市の人口は令和 7 年には約 3 万 5 千人となり、令和 27 年には約 2 万 3 千人と予測されている。

イ 産業別就業人口の推移と動向

本市の産業別就業人口は、第 1 次産業が年々減少しているのに対し、第 2 次産業、第 3 次産業がそれぞれ増加しており、著しく就業構造が変化している。

第 1 次産業のほとんどは農業であるが、農家 1 戸当たりの平均経営耕地面積は約 35 アールと狭小で、その多くは中山間地域に位置しているため地形的条件にも恵まれず、農業の近代化も遅れ、生産性の低い土地利用状況となっている。そのため、第 1 次産業から第 2 次産業、第 3 次産業への就業移行が進み、農業従事者の高齢化、担い手不足をまねく状況となっている。第 2 次産業については、土木建設業への移行や大宮地域に工業団地が造成されたことで増え続けてきたが、平成 2 年をピークに減少に転じている。第 3 次産業は小売業、サービス業が主であるが、高齢化の影響により介護関連事業等の需要増加が見込まれ、今後も産業人口の高い割合を占めることが予想される。第 2 次産業、第 3 次産業については、通勤可能地に魅力ある就業の場が確保されれば、若年層の流出が減少すると考えられるため、優良企業の誘致が必要である。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	61,238 人	56,593 人	△7.6%	52,500 人	△7.2%	50,635 人	△3.6%
0 歳～14 歳	22,218 人	18,085 人	△18.6%	14,080 人	△22.1%	11,597 人	△17.6%
15 歳～64 歳	33,891 人	32,988 人	△2.7%	32,535 人	△1.4%	32,662 人	0.4%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	11,649 人	10,375 人	△10.9%	10,305 人	△0.7%	10,326 人	0.2%
65 歳以上(b)	5,129 人	5,520 人	7.6%	5,885 人	6.6%	6,375 人	8.3%

(a)/総数 若年者比率	19.0%	18.3%	－	19.6%	－	20.4%	－
(b)/総数 高齢者比率	8.4%	9.8%	－	11.2%	－	12.6%	－

区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	50,332 人	△0.6%	50,226 人	△0.2%	49,670 人	△1.1%
0 歳～14 歳	10,567 人	△8.9%	9,940 人	△5.9%	8,954 人	△9.9%
15 歳～64 歳	32,652 人	△0.0%	32,409 人	△0.7%	31,474 人	△2.9%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	9,941 人	△3.7%	8,679 人	△12.7%	8,181 人	△5.7%
65 歳以上 (b)	7,113 人	11.6%	7,877 人	10.7%	9,229 人	17.2%
(a)/総数 若年者比率	19.8%	－	17.3%	－	16.5%	－
(b)/総数 高齢者比率	14.1%	－	15.7%	－	18.6%	－

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	49,561 人	△0.2%	48,964 人	△1.2%	47,808 人	△2.4%
0 歳～14 歳	8,139 人	△9.1%	7,121 人	△12.5%	6,237 人	△12.4%
15 歳～64 歳	30,391 人	△3.4%	29,552 人	△2.8%	28,612 人	△3.2%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	8,058 人	△1.5%	7,928 人	△1.6%	7,330 人	△7.5%
65 歳以上 (b)	11,031 人	19.5%	12,291 人	11.4%	12,959 人	5.4%
(a)/総数 若年者比率	16.3%	－	16.2%	－	15.3%	－
(b)/総数 高齢者比率	22.3%	－	25.1%	－	27.1%	－

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	45,178 人	△5.5%	42,587 人	△5.7%
0 歳～14 歳	5,340 人	△14.4%	4,483 人	△16.0%
15 歳～64 歳	26,476 人	△7.5%	23,685 人	△10.5%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	6,096 人	△16.8%	5,136 人	△15.7%
65 歳以上 (b)	13,362 人	3.1%	14,005 人	4.6%
(a)/総数 若年者比率	13.49%	－	12.06%	－
(b)/総数 高齢者比率	29.58%	－	32.89%	－

※増減率は前回対比

表 1－1(2) 過疎地域の人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	36,644 人	32,958 人	△10.1%	29,194 人	△11.4%	27,146 人	△7.0%
0 歳～14 歳	13,786 人	11,102 人	△19.5%	8,085 人	△27.2%	6,070 人	△24.9%
15 歳～64 歳	19,601 人	18,394 人	△6.2%	17,533 人	△4.7%	17,288 人	△1.4%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	6,387 人	5,269 人	△17.5%	4,996 人	△5.2%	5,139 人	2.9%
65 歳以上 (b)	3,257 人	3,462 人	6.3%	3,576 人	3.3%	3,788 人	5.9%
(a)/総数 若年者比率	17.4%	16.0%	－	17.1%	－	18.9%	－
(b)/総数 高齢者比率	8.9%	10.5%	－	12.2%	－	14.0%	－

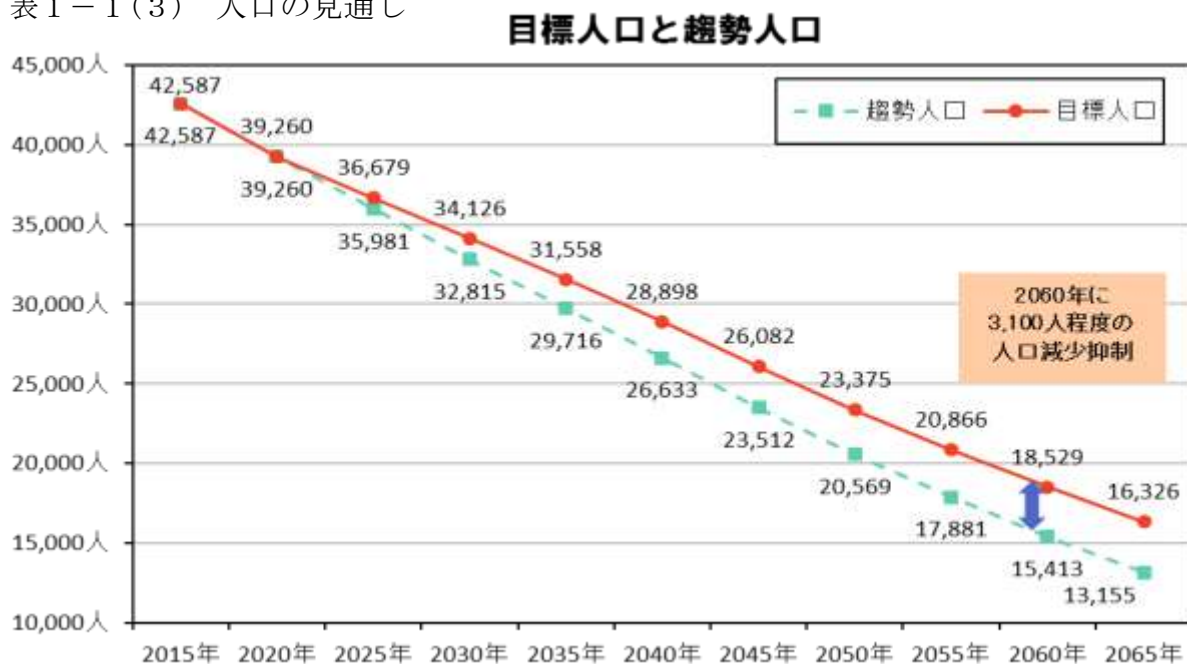
区分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	25,809 人	△4.9%	25,033 人	△3.0%	24,133 人	△3.6%
0 歳～14 歳	5,007 人	△17.5%	4,597 人	△8.2%	4,048 人	△11.9%
15 歳～64 歳	16,675 人	△3.5%	15,975 人	△4.2%	14,822 人	△7.2%

うち 15 歳 ～29 歳 (a)	4,993 人	△2.8%	4,011 人	△19.7%	3,556 人	△11.3%
65 歳以上 (b)	4,127 人	8.9%	4,461 人	8.1%	5,263 人	18.0%
(a)/総数 若年者比率	19.3%	－	16.0%	－	14.7%	－
(b)/総数 高齢者比率	16.0%	－	17.8%	－	21.8%	－

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	23,118 人	△4.2%	21,838 人	△5.5%	20,599 人	△5.7%
0 歳～14 歳	3,497 人	△13.6%	2,821 人	△19.3%	2,255 人	△20.1%
15 歳～64 歳	13,445 人	△9.3%	12,388 人	△7.9%	11,560 人	△6.7%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	3,285 人	△7.6%	3,160 人	△3.8%	2,833 人	△10.3%
65 歳以上 (b)	6,176 人	17.3%	6,629 人	7.3%	6,784 人	2.3%
(a)/総数 若年者比率	14.2%	－	14.5%	－	13.8%	－
(b)/総数 高齢者比率	26.7%	－	30.4%	－	32.9%	－

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	19,032 人	△7.6%	16,971 人	△10.8%
0 歳～14 歳	1,784 人	△20.9%	1,424 人	△20.2%
15 歳～64 歳	10,593 人	△8.4%	8,910 人	△15.9%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,332 人	△17.7%	1,744 人	△25.2%
65 歳以上 (b)	6,655 人	△1.9%	6,585 人	△1.05%
(a)/総数 若年者比率	12.25%	－	10.27%	－
(b)/総数 高齢者比率	34.97%	－	38.80%	－

表1-1(3) 人口の見通し



単位：人	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
趨勢人口	42,587	39,260	35,981	32,815	29,716	26,633	23,512	20,569	17,881	15,413	13,155
目標人口	42,587	39,260	36,679	34,126	31,558	28,898	26,082	23,375	20,866	18,529	16,326

※趨勢（すうせい）人口：今後の戦略的取り組み（総合戦略）を想定しない場合に見込まれる将来人口

※目標人口：今後の戦略的取り組み（総合戦略）を想定した場合に見込まれる将来人口（ビジョン）

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

昭和の大合併から約 65 年が経過し、その間、自動車の普及とともに道路網が整備され、情報通信技術の発達により情報化が急速に進行し、住民の日常社会生活圏はますます拡大している。

また、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行をはじめとする分権改革の推進により、これまでの様々な国の関与や規制が緩和され、市町村が行う行政サービスは自らの責任において決定する環境が整えられた。これにより、市町村は、総合的な執行体制の整備が求められている。

さらに、住民の行政に対する要望は多様化し、本格的な少子高齢化の進展とあいまって、その事務は質・量とも増大しつつあり、市町村が的確にその役割を果たすためには、行政能力の充実が必要となっている。

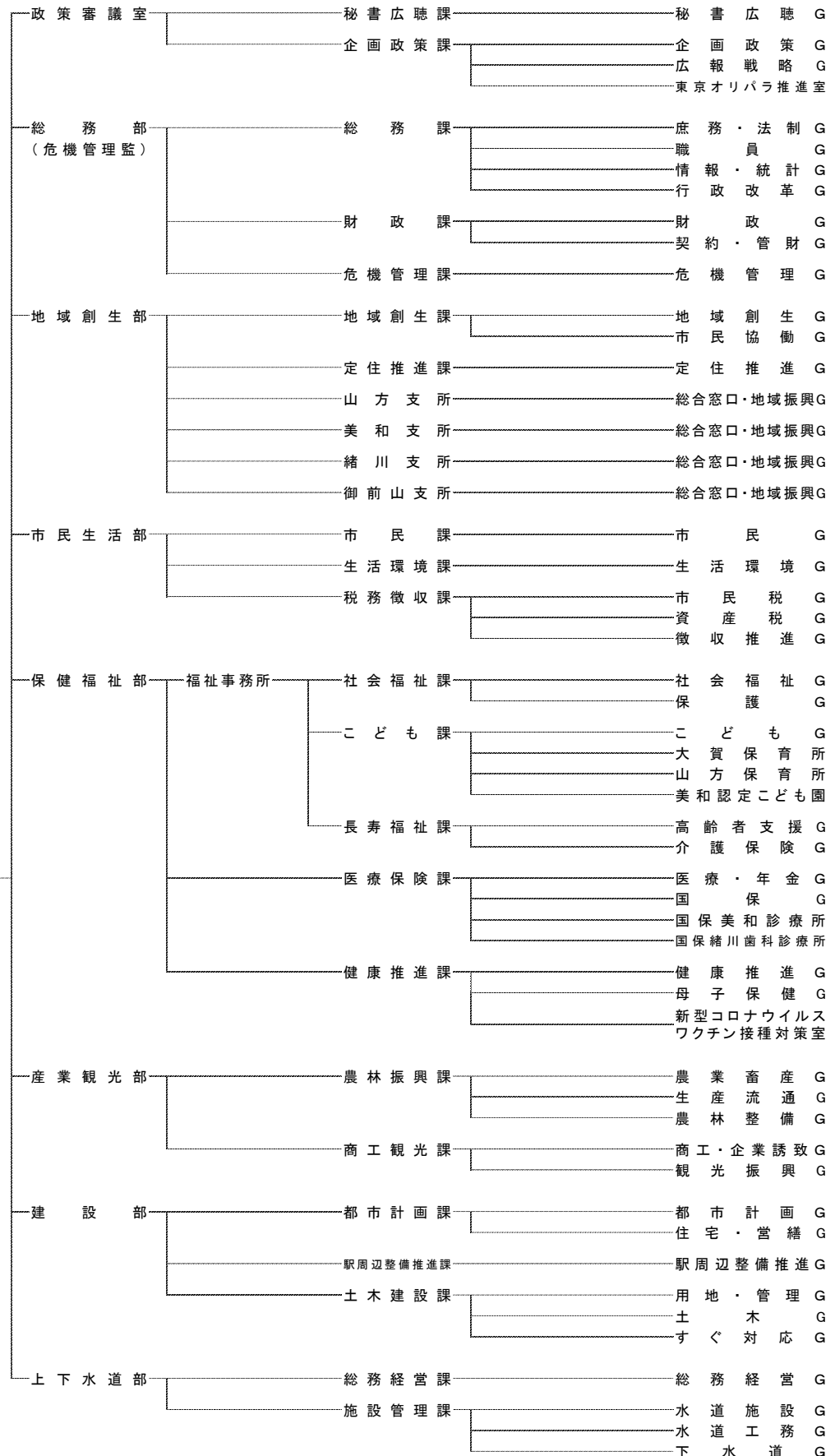
今後は、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとともに、さらなる行財政改革を推進するなど行財政基盤を強化し、真に住民が求める行政サービスを推進する必要がある。

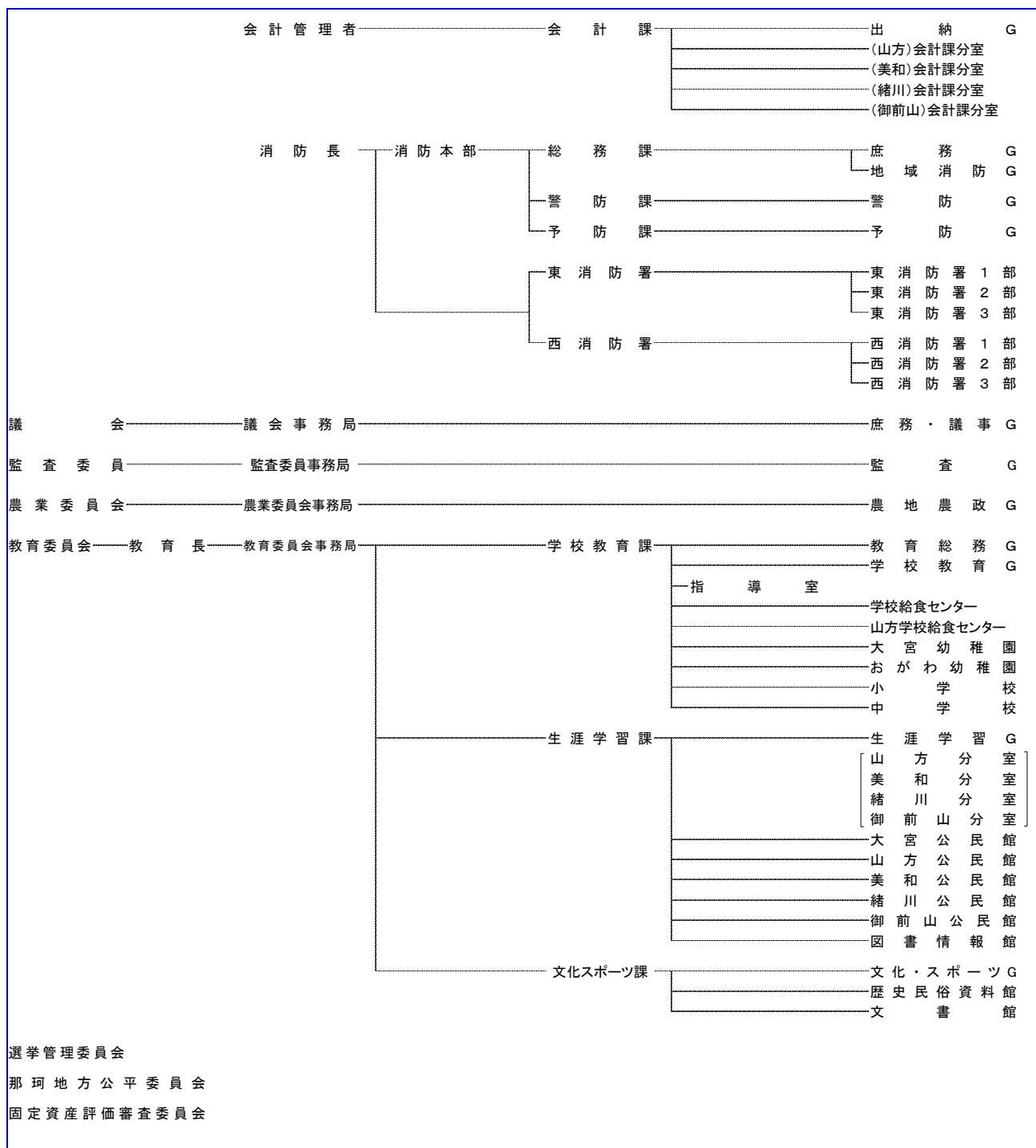
常陸大宮市行政組織機構図

令和3年4月1日現在

市

長





イ 財政の状況

本市は、面積が348.45km²と広大で、集落も市内各地域に点在しており、地形的条件から生活環境、教育、福祉等の行政施策に多額の経費を要し、今後もこれらの行政需要には多額の財政負担が見込まれる。

財政状況をみると、財政力の強弱を示す指標である財政力指数は、令和元年度において0.43と脆弱で、県平均（0.71）を大きく下回る状況となっている。

歳入の状況をみると、自主財源の主体である地方税は、令和元年度決算で歳入総額の19.8%と非常に低く、地方交付税など依存財源のウエイトが高い状況にあって、自主財源の確保が課題となっている。

また、新市まちづくり計画の重点事業として実施した常陸大宮済生会病院建設事業等に係る地方債の発行により、市債残高が急増したため、平成19年度から新規借入額の抑制に努めてはいるものの、歳出総額に占める公債費の割合は依然として高く、財政構造の健全性を示す公債費負担比率などは高い水準を示している。

加えて、行政改革の推進によって人件費は減少しているものの、高齢化の進行等によって扶助費が年々増加していることから、義務的経費の割合が高い状況が続き、財政の弾力性の目安となる経常収支比率については、ここ数年90%台の高い水準を推移していることから、財政の硬直化が続くことが懸念される。

このような中で、地域の特色を活かした活力ある地域づくり、住民福祉の向上、快適な環境づくり等を進めるためには、自主財源を確保しつつ、経常経費の節減に努めるなど、収支均衡のとれた財政構造への転換を図っていく必要がある。

表 1－2（１）

常陸大宮市財政の状況

（単位：千円）

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	23,035,640	25,544,070	24,982,198
一般財源	14,908,180	15,187,826	14,311,548
国庫支出金	2,890,625	2,796,230	2,628,814
都道府県支出金	1,155,285	1,378,794	1,709,502
地方債	2,258,238	3,205,530	2,019,892
うち過疎債	357,900	333,400	271,000
その他	1,823,312	2,975,690	4,312,442
歳出総額 B	21,929,757	23,619,999	22,773,318
義務的経費	10,814,766	9,973,856	10,301,166
投資的経費	2,703,504	4,202,388	2,587,225
うち普通建設事業費	2,693,796	4,108,201	2,204,873
その他	5,717,691	5,263,554	7,680,054
過疎対策事業費	2,417,458	3,901,035	1,886,119
歳入歳出差引残額 C（A-B）	1,105,883	1,924,071	2,208,880
翌年度に繰り越すべき財源 D	279,164	421,561	676,407
実質収支 C－D	826,719	1,502,510	1,532,473
財政力指数	0.476	0.440	0.431
公債費負担比率（％）	18.3	14.4	15.1
経常収支比率（％）	84.6	84.6	93.1
地方債残高	26,339,000	26,443,156	24,386,756

ウ 公共施設整備の状況

本市の主要公共施設の整備状況は、表 1－2（2）のとおりである。

過疎地域については、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法の施行以来、道路をはじめ教育施設、交流施設等の整備が行われ、水道事業については、普及率が県平均を上回るなど公共施設は改善されつつある。また、ごみ処理やし尿処理などの衛生事業は、広域の事業として一部事務組合で処理が行われている。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

	昭和 45	昭和 55	平成 2	平成 12	平成 22	令和元
	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
市町村道						
改良率（％）	1.6	8.7	21.1	26.3	30.02	40.6
舗装率（％）	3.8	18.4	32.5	37.4	39.91	54.3
農道延長（m）	－	－	－	－	109,158	108,323
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	31.8	39.1	21.8	26.3	－	－
林道延長（m）	－	－	－	－	100,599	105,980
林野 1ha 当たり林道延長(m)	6.7	9.8	6.4	7.6	－	－
水道普及率（％）	35.8	75.6	91	96.1	97.73	98.6
水洗化率（％）	－	－	1.8	27.5	55.08	70.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	3.24	4.81	4.45	4.45	7.28	9.03

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、過去約 50 年にわたり、数次改正の過疎法に基づく各種の過疎対策事業を計画的に実施し、道路をはじめとする生活環境基盤整備などの施策を推進し、過疎脱却を目指し取り組んできたところである。

しかし、出生率の低下、農林業の低迷や魅力ある就労の場が少ないことなどにより依然として若年層を中心に人口減少が続いている。加えて、高齢者人口は依然として高い割合を占めており、今後、高齢者対策や若者への人口減少対策の充実が課題となっている。

このような状況の中、過疎地域の活性化を図っていくためには、地域間交流の促進、人材の育成などソフト事業を推進するとともに、高齢者の能力や地域のもつ資源を有効に活用し、地域の活力を回復させる必要がある。

また、産業基盤の整備に努め、積極的な企業誘致を推進し、安定的な雇用を確保するとともに、農産物を中心とした地域ブランド化や 6 次産業化を推進することが必要である。

本市においては、これまでも、少子化・人口減少対策について、地方創生の取り組みの中で、創生総合戦略を策定し、総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところである。

今後は、これまでの地域づくりの成果を引継ぐとともに、「郷育立市」をまちづくりの基本とし、「ふるさと常陸大宮」に愛着と誇りを持ち続けられる人材の育成と地域の持続的な発展に資する施策を多面的な観点から実施することが重要である。

このため、次の重点事項を推進して地域の持続的発展を図る。

- ① 若い世代の市外転出を防ぎ、かつ、市外からの転入増加を図るため、住宅取得支援や空き家の供給等により定住促進に努める。
- ② 国際化社会に対応できる人材の育成を図るため、外国語の学習や外国文化に触れる機会を拡充する。
- ③ 特産品の開発、農林産物の販路拡大、森林の公益的機能の維持強化など農林業施策を充実するとともに、就労の場の確保や消費ニーズに対応するため、商工業の振興に努める。
- ④ 地域の豊かな自然環境や史跡・温泉など観光資源を活用し、ネットワーク化を図るとともに、観光需要に対応しながら施設を整備し、多彩な魅力を持つ観光地の創出を図る。また、地域の活性化を図るため、イベントを開催するなど都市住民との交流の場を確保する。
- ⑤ 広域的な幹線道路の整備及び基幹的な市道の整備を促進するとともに、高齢者を中心とした交通弱者のために地域を結ぶ交通システムの充実を図り、公共交通機関の確保に努める。また、高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を推進し、市民生活の向上に役立つ情報通信サービスを行う。
- ⑥ 文化や産業、教育等において共通の地域課題やテーマを有する他地域と交流を図るなど、地域の特性に見合った交流を推進し、地域の活性化を図る。
- ⑦ 住民が快適に暮らしていけるよう上水道及び污水处理施設などの整備を進め、住宅の整備についても検討する。また、住民が安全で快適に暮らせるよう消防、防災、ごみ処理などの生活環境整備に努める。
- ⑧ 保健・医療・福祉が連携することにより、高齢者や障害者などが安心して暮らせ、子どもたちが健やかに育つような環境づくりを進める。また、少子化に歯止めをかけるべく結婚の支援から出産、子育ての支援を充実させる。
- ⑨ 住民が健康で安心して生活していけるよう各種健康づくりの施策を充実するとともに、高度医療及び救急医療の核となる常陸大宮済生会病院の運営補助や地域に密着した国保美和診療所や国保緒川歯科診療所の充実など医療の確保に努める。
- ⑩ 子どもたちの個性を活かす教育内容の充実と安全・安心な教育環境を整備する。さらに、教育の場を通してふるさと意識の醸成に努める。また、各世代に応じたスポーツの振興や自主的な活動による生涯学習を積極的に推進する。
- ⑪ 地域の優れた伝統や文化の保存・伝承と美しい景観を活用した個性あふれる地域づくりを住民参加のもとに推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4)の基本方針に基づき、常陸大宮市の持続的発展のための基本目標を次のとおり設定する。

■人口

目標	基準値（R2）	目標値（R7）
常陸大宮市の総人口	39,260 人	36,679 人

（資料：常陸大宮市人口ビジョン）

■定住意向

目標	基準値（R2）	目標値（R7）
現在の地域に住み続けたい市民の割合（山方地域、美和地域、緒川地域、御前山地域）	63.0%	68.0%

（資料：令和2年度まちづくりに対するアンケート）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、毎年度評価を行い、その結果を本市ホームページで公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の保有するすべての建築物とインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を対象に、持続可能な適正規模の施設運営を目指すとともに、その取り組み方を事後対応型から予防保全型に転換することにより、更新時期を計画的に調整し、財政負担の平準化等を図ることを目的に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を示す「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成29年3月に策定した（令和3年3月一部改訂）。

本計画中における公共施設等の整備や維持、管理などの取組にあたっては、次に掲げる総合管理計画の基本方針との整合を図りながら、適切に取組を推進する。

- ①公共施設等の総量の適正化
- ②公共施設等の長寿命化
- ③公共施設の再編・利活用
- ④個別施設のコスト縮減
- ⑤公共施設等に係る費用負担の平準化

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

全国的な人口減少や急速な高齢化，首都圏などへの人口一極集中が続いており，本市においても市外への転出などによる人口減少が進み，地域経済への影響や地域活力の減退が一層懸念されている。

一方で，新型コロナウイルス感染症の影響により，生活様式の変化が進み，地方への移住ニーズが高まっている。移住希望者に対する総合的な情報提供や受入体制の整備，住みよい環境を整え，将来にわたり活力ある地域を維持するために，さらなる移住・定住の推進に向けた取組が必要となっている。

イ 地域間交流

本市では，秋田県大館市，宮城県蔵王町と友好都市協定を締結しており，東京都豊島区とは非常災害時相互応援協定を締結し，東京都日野市とは相互交流を行っている。相互の人的交流をはじめ，教育，歴史，観光など幅広い分野で交流活動を展開している。

また，それぞれの地域において，都市部をはじめとする他の地域と交流を進めており，自地域の魅力を再認識する機会になるとともに，経済的，社会的，文化的な側面などで大きな効果をもたらすこととなり，「地域力」の向上など持続的発展を図るうえで重要な施策であることから，継続して取り組みを進めていく必要がある。

ウ 人材育成

本市では，少子高齢化の進行による人口減少などにより，地域の活動を支える担い手不足などの課題が生じている。過疎地域においては，特に人口減少や少子高齢化が進んでおり，それぞれの地域が今後も持続的に発展していくためには，次代を担う人材の確保・育成が特に重要であることから，各分野において人材及び団体の育成が必要となっている。

(2) その対策

ア 移住・定住

本市への移住促進を進めるほか，市内に定住し，市外への転出を抑制するため，次の施策を実施する。

- ① 子育て住宅の整備や住宅を取得する子育て世帯等への転入や定住支援策等を充実し，転出の抑制を図る。
- ② 結婚・出産・子育てと切れ目のない支援を充実し，若者や子育て世代の定住を促進する。
- ③ 首都圏などでのPRや移住情報の発信を積極的に行い，本市における暮らしの魅力について周知を図る。
- ④ 本市への移住希望者に対し，移住体験ツアーなどを実施するとともに，多様化する働き方に対応するために，ワーケーションなどにも取り組み，東京圏などからU I

J ターンの促進に向けた受け入れ体制の整備を図る。

- ⑤ 地域おこし協力隊などを活用し、地域外からの人材を誘致し定住を図る。

イ 地域間交流

各地域に存在する資源を活用して、各種イベントを開催し、地域間交流の充実を図り過疎地域への新しい人の流れを創出するために、次の施策を実施する。

- ① 地域資源を生かした魅力あるまつりやイベントを開催し、交流機会の創出や新たな交流促進による地域間交流を図る。
- ② 友好都市協定を締結した大館市や蔵王町、これまで幅広く交流してきた豊島区、スポーツ交流をしてきた日野市などと都市交流を積極的に推進し、交流人口の拡大を図る。

ウ 人材育成

地域の大学や関係機関と連携することで、地域に定着する若手人材や担い手を育成するため、次の施策を実施する。

- ① 国立大学法人茨城大学をはじめとする地域の大学と、人的・物的資源の活用において連携協力し、地域の発展と人材の育成を図る。
- ② 国際性豊かな人材育成を目指し、市内中学校に在学している３年生を対象に海外研修を実施し、外国での生活体験を通して語学力の向上を図るとともに、歴史や文化、自然に触れることや人々との交流から友好親善と国際的な視野を広め国際感覚を養う。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	・定住促進のための住宅取得奨励金交付事業	市	
		・わくわく茨城生活実現事業	市	
		・新婚家庭家賃助成事業	市	
		・結婚祝い金事業	市	
		・元気ひたちおおみや結婚応援事業	市	
		・移住体験事業	市	
		・友好都市交流事業	市	
		・地域間交流事業	市	
		・中学生海外派遣事業	市	
		・地域おこし協力隊事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

移住・定住・地域間交流の促進，人材育成の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

過疎地域の農業は、水稻を基幹作物として、露地野菜・施設園芸・畜産等を組み合わせた複合型経営が主軸をなしている。

しかし、農家1戸あたりの耕作面積が狭小であることに加え、自然条件、労働条件等にも恵まれず、零細な経営規模の農家が多く、生産性も低い状況である。さらに農業生産環境の厳しさから、農業就業者の高齢化や農業後継者の農業離れにより、農業の担い手の育成と確保が大きな課題となっている。

また、過疎地域の大半は、中山間地域に位置しているため、農業生産基盤の整備が遅れており、条件の悪い耕地では耕作放棄地の増加や有害鳥獣、特にイノシシによる農作物被害が増加しており、深刻な農業問題となっている。

農業を存続させていくためには、農業生産基盤の整備を進めながら、農用地の高度利用や流動化に努めるとともに、新規就農者の受入体制整備、認定農業者や集落営農組織の育成など担い手対策を推進する必要がある。

また、本市の自然的、社会的条件を生かした流通販売体制の確立、直売型農業や農畜産物加工による高付加価値型農業を積極的に推進して、環境にやさしい、うるおい豊かな農業・農村を創造する魅力ある産業として農業を育成していく必要がある。

農家数の推移（山方地域）

区 分	農 家 数（戸）				農家人口 （人）	農業従事者 （人）
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業		
昭和55年	1,471	187	285	999	6,086	2,042
昭和60年	1,382	187	198	997	5,516	1,880
平成2年	1,288	216	84	988	4,992	1,561
平成7年	1,183	216	115	852	4,381	1,387
平成12年	622(1,033)	157	41	424	3,727	1,600
平成17年	487(906)	127	38	322	1,600	1,220
平成22年	378(806)	123	28	227	1,296	943
平成27年	287(708)	112	17	158	900	641

平成12・17・22・27年の総数は販売農家の数値（資料：農林業センサス）

農家数の推移（美和地域）

区 分	農家数（戸）				農家人口 （人）	農業従事者 （人）
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業		
昭和55年	894	78	183	633	4,058	2,296
昭和60年	877	83	96	698	3,885	2,292
平成2年	804	95	86	623	3,415	2,018

平成 7 年	703	85	47	571	2,878	1,787
平成 12 年	366(622)	26	79	261	2,568	1,111
平成 17 年	249(539)	42	20	187	1,068	738
平成 22 年	192(475)	41	11	140	642	530
平成 27 年	135(393)	38	4	93	517	354

平成 12・17・22・27 年の総数は販売農家の数値(資料：農林業センサス)

農家数の推移（緒川地域）

区 分	農家数（戸）				農家人口 （人）	農業従事者 （人）
	総数	専業	第 1 種兼業	第 2 種兼業		
昭和 55 年	1,027	150	292	585	4,324	2,644
昭和 60 年	992	163	223	606	3,979	2,470
平成 2 年	923	181	125	617	3,672	2,364
平成 7 年	843	164	88	591	3,329	2,128
平成 12 年	489(749)	108	37	344	2,914	1,362
平成 17 年	415(674)	104	38	273	1,622	1,135
平成 22 年	315(588)	102	17	196	1,199	849
平成 27 年	248(508)	94	6	148	843	596

平成 12・17・22・27 年の総数は販売農家の数値（資料：農林業センサス）

農家数の推移（御前山地域）

区 分	農家数（戸）				農家人口 （人）	農業従事者 （人）
	総数	専業	第 1 種兼業	第 2 種兼業		
昭和 55 年	852	146	235	471	3,636	2,135
昭和 60 年	807	131	192	484	3,328	1,991
平成 2 年	738	102	102	534	3,069	1,876
平成 7 年	696	114	97	485	2,730	1,734
平成 12 年	416(627)	87	38	291	2,414	1,134
平成 17 年	291(558)	73	29	189	1,133	758
平成 22 年	231(501)	65	14	152	872	629
平成 27 年	179(415)	55	16	108	623	425

平成 12・17・22・27 年の総数は販売農家の数値（資料：農林業センサス）

経営耕地の推移（山方地域）

（単位：ha）

区 分	耕 地 面 積			
	総 計	田	畑	樹園地
昭和 55 年	877	396	415	66
昭和 60 年	791	367	348	76
平成 2 年	696	330	317	49

平成 7 年	612	306	260	46
平成 12 年	520	279	208	33
平成 17 年	351	215	133	19
平成 22 年	313	184	116	13
平成 27 年	249	152	86	12

(資料：農林業センサス)

経営耕地の推移（美和地域）

(単位：ha)

区 分	耕 地 面 積			
	総 計	田	畑	樹園地
昭和 55 年	479	139	312	28
昭和 60 年	445	136	275	34
平成 2 年	388	123	225	40
平成 7 年	314	109	169	36
平成 12 年	271	95	144	32
平成 17 年	163	72	75	16
平成 22 年	140	61	69	10
平成 27 年	112	55	51	7

(資料：農林業センサス)

経営耕地の推移（緒川地域）

(単位：ha)

区 分	耕 地 面 積			
	総 計	田	畑	樹園地
昭和 55 年	669	294	338	37
昭和 60 年	625	288	295	42
平成 2 年	545	257	247	41
平成 7 年	452	235	184	33
平成 12 年	379	210	144	25
平成 17 年	267	155	94	18
平成 22 年	221	131	79	11
平成 27 年	181	109	64	7

(資料：農林業センサス)

経営耕地の推移（御前山地域）

(単位：ha)

区 分	耕 地 面 積			
	総 計	田	畑	樹園地
昭和 55 年	606	240	321	45
昭和 60 年	561	231	279	51
平成 2 年	509	220	241	47

平成 7 年	426	217	203	43
平成 12 年	396	198	171	28
平成 17 年	249	141	98	10
平成 22 年	235	128	100	7
平成 27 年	167	113	49	5

(資料：農林業センサス)

イ 林 業

過疎地域の森林面積は地域全体の約 7 割を占め、スギ・ヒノキ等の人工林やナラ・クヌギ等の落葉広葉樹林が多く、豊富な森林資源に恵まれている。しかし、外材の輸入増加や木材価格の低迷、非木造住宅等の増加、林業労働力の不足等により、林業生産活動の鈍化傾向が続き、森林の荒廃が進んでいる。また、特産林産物であるしいたけ栽培農家も、従事者の高齢化や、東日本大震災の影響等により露地物の販売ができないことなどで、その数は減少した。

現況森林面積（山方地域）（平成 16 年）（単位：ha）

国有林	公有林	私有林	計
548	189	5,145	5,882

現況森林面積（美和地域）（平成 16 年）（単位：ha）

国有林	公有林	私有林	計
1,130	425	5,109	6,664

現況森林面積（緒川地域）（平成 16 年）（単位：ha）

国有林	公有林	私有林	計
0	56	3,800	3,856

現況森林面積（御前山地域）（平成 16 年）（単位：ha）

国有林	公有林	私有林	計
588	70	2,013	2,671

現況森林面積（常陸大宮市）（平成 27 年）（単位：ha）

国有林	公有林	私有林	計
2,429	888	18,129	21,446

(資料：農林業センサス) ※H16 合併により旧町村単位の集計なし

ウ 地場産業

過疎地域は、古くから山間の地形を活かし、多様な特産品を生産する地場産業が根付いている。しかし、経営規模が小さいため、均質で一定量の商品を安定的に生産する体制が整わず、また、担い手の不足などから、自らの持つ地域資源を十分には活かしていきれていないのが現状である。

このため、地域にある資源を十分に活用し、市民の創意と工夫により、新商品の開発と観光に結びつけた販路拡大に努める必要がある。

エ 工 業

工業の状況は、地理的・社会的条件に恵まれず、小規模経営が大半を占めているような状況である。さらに、従業員数の少ない下請け企業が多くバブル経済の崩壊以降、事業所数、従業員数など年々減少している状況である

そのため、若年齢層の労働力を吸収するだけの雇用の方は少なく、若年齢層は雇用の場を求めて、都市部へ流出しているのが現状であり、このことが過疎化の大きな要因となっている。

このような状況のなかで、若年齢層の都市部への流出を防ぎ、若年齢層のUターン・Iターンを促進するためには、地域内に就労の場を確保することが有効な施策であり、誘致は大変厳しい現状であるが、地域の活性化と持続的発展を促進するためにも、優良企業の誘致を推進する必要がある。

工業の推移（山方地域）

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	従業員1人当りの 製造品出荷額 (万円)	1事業所当たりの 従業員数 (人)
昭和55年	54	1,013	576,889	570	19
昭和60年	55	1,046	712,066	681	19
平成2年	52	960	1,023,127	1,066	18
平成7年	53	789	1,242,668	1,575	15
平成12年	27	682	1,520,881	2,230	25
平成14年	24	718	1,162,045	1,618	30
平成15年	24	673	1,228,737	1,825	28

（資料：工業統計調査(H12・14・15については従業者4人以上の事業所)）

工業の推移（美和地域）

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	従業員1人当りの 製造品出荷額 (万円)	1事業所当たりの 従業員 (人)
昭和55年	57	681	364,486	535	12
昭和60年	58	671	573,229	854	12
平成2年	53	561	557,529	994	11
平成7年	51	472	643,407	1,363	9
平成12年	45	364	475,372	1,306	8
平成14年	24	297	390,738	1,316	12
平成15年	23	280	339,736	1,213	12

（資料：工業統計調査(H12・14・15については従業者4人以上の事業所)）

工業の推移（緒川地域）

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	従業員1人当たり の製造品出荷額 (万円)	1事業所当たりの 従業員数 (人)
昭和 55 年	32	402	198,656	493	13
昭和 60 年	38	477	290,944	610	13
平成 2 年	38	395	425,254	1,077	10
平成 7 年	37	334	600,653	1,798	9
平成 12 年	36	330	920,185	2,788	9
平成 14 年	13	271	956,720	3,530	21
平成 15 年	14	279	1,077,454	3,861	20

（資料：工業統計調査(H12・14・15については従業者4人以上の事業所)）

工業の推移（御前山地域）

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	従業員1人当たり の製造品出荷額 (万円)	1事業所当たりの 従業員数 (人)
昭和 55 年	27	349	105,023	300	12
昭和 60 年	25	336	190,966	568	13
平成 2 年	21	330	229,353	695	16
平成 7 年	15	238	180,143	757	16
平成 12 年	11	200	136,361	682	18
平成 14 年	12	159	99,107	623	13
平成 15 年	9	142	96,815	681	15

（資料：工業統計調査(H12・14・15については従業者4人以上の事業所)）

工業の推移（常陸大宮市）

区 分	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)	従業員1人当たり の製造品出荷額 (万円)	1事業所当たりの 従業員数 (人)
平成 16 年	147	4,951	9,165,595	1,851	34
平成 19 年	134	5,013	10,006,359	1,996	37
平成 22 年	123	4,619	9,020,529	1,953	38
平成 25 年	109	3,939	7,521,130	1,909	36
平成 28 年	104	4,660	10,855,557	2,329	45
令和元年	98	4,701	11,164,792	2,374	48

（資料：工業統計調査）※H16 合併により旧町村単位の集計なし

オ 商 業

商業の状況は、バブル経済崩壊以降の長い不況による消費の低迷と、大宮地域、水戸市、那珂市等の大型店の集積地に消費人口が流れるという厳しい立地条件にある。さら

に商店数及び従業員数は年々減少し、商店の大部分が家族経営により店舗面積も小さいため、取扱品目も日常生活用品が多く、販売対象も地域の住民等に限られた小規模経営である。

空き店舗の活用や消費者ニーズに対応した消費生活を提供できる環境整備を促進するとともに、今後も、商業経営者の育成や経営の安定化を図るため、商工会の充実・強化を支援し、経営の合理化、近代化により経営基盤を強化する必要がある。

商業の推移（山方地域）

区 分	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1店当たりの販 売額(万円)	1店当たりの従 業員数(人)
昭和 57 年	205	446	433,357	2,114	2
昭和 63 年	185	458	418,694	2,263	2
平成 3 年	171	445	484,683	2,834	2
平成 6 年	152	430	550,200	3,620	2
平成 9 年	144	406	575,399	3,996	2
平成 11 年	144	428	583,421	4,052	3
平成 14 年	130	417	464,954	3,577	3
平成 16 年	118	375	468,707	3,972	3

(資料：商業統計(平成 3・6・9・11・14・16 年は飲食店を含まない。))

商業の推移（美和地域）

区 分	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1店当たりの販 売額(万円)	1店当たりの従 業員数(人)
昭和 57 年	107	198	188,426	1,760	3
昭和 63 年	95	207	235,121	2,475	2
平成 3 年	96	207	183,170	1,908	2
平成 6 年	92	204	206,059	2,240	2
平成 9 年	87	191	183,750	2,112	2
平成 11 年	78	189	195,258	2,503	2
平成 14 年	71	190	184,064	2,592	3
平成 16 年	67	171	198,259	2,959	3

(資料：商業統計(平成 3・6・9・11・14・16 年は飲食店を含まない。))

商業の推移（緒川地域）

区 分	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1店当たりの販 売額(万円)	1店当たりの従 業員数(人)
昭和 57 年	118	240	169,127	1,433	2
昭和 63 年	114	233	200,320	1,757	2
平成 3 年	90	196	174,466	1,939	2
平成 6 年	81	179	172,083	2,125	2
平成 9 年	75	185	182,700	2,436	3

平成 11 年	75	208	232,419	3,099	3
平成 14 年	68	205	175,441	2,580	3
平成 16 年	60	186	173,775	2,896	3

(資料：商業統計(平成 3・6・9・11・14・16 年は飲食店を含まない。))

商業の推移 (御前山地域)

区 分	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1 店当たりの販 売額 (万円)	1 店当たりの従 業員数 (人)
昭和 57 年	103	240	227,003	2,204	2
昭和 63 年	92	242	241,510	2,625	3
平成 3 年	96	242	276,703	2,882	3
平成 6 年	84	228	316,464	3,767	3
平成 9 年	77	191	244,693	3,177	2
平成 11 年	79	220	228,932	2,897	3
平成 14 年	71	186	183,858	2,589	3
平成 16 年	71	186	178,786	2,518	3

(資料：商業統計(平成 3・6・9・11・14・16 年は飲食店を含まない。))

商業の推移 (常陸大宮市)

区 分	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)	1 店当たりの販 売額 (万円)	1 店当たりの従 業員数 (人)
平成 19 年	632	3,633	7,501,595	11,870	6
平成 26 年	424	2,415	6,547,606	10,360	6

(資料：商業統計) ※H16 合併により旧町村単位の集計なし

カ 観光又はレクリエーション

観光を取り巻く社会、経済環境は大きく変化しており、今後の観光振興や観光地づくりを推進する上で、これらの変化や影響を踏まえながら的確に対応することが求められている。近年の傾向としては、従来の「見る」観光から、体験、参加、人と自然とのふれあいなどリラクゼーション的な癒しへ変化しており、地場産業と結びついたイベントづくりや農業体験・田舎体験など、多様化したニーズに対応できる体制づくりが望まれている。

今後は、過疎地域に存在する貴重な観光資源を活かし、地場産業と結びついた観光レクリエーションの振興を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 農 業

農業は過疎地域の基幹産業であり、地域の自然及び社会経済的条件からみて農業を抜きにして地域の発展はあり得ない。また、食糧問題は、本市のみならず全国民の重要な課題である。

そのため、農業後継者になりうる若者にとって、地域の特性を活かし魅力ある農業

の確立を図るには、生産基盤整備と、これを支える生活環境整備を進めるとともに、農家所得増大に向け、効率的かつ安定的な農業経営体制を育成する必要があることから、次の施策を実施する。

- ① 農業の近代化及び効率的な土地利用と安定的な農業経営を行うため、土地基盤整備や農地利用集積、生産施設の整備、機械化の促進を図る。事業の推進に当たっては国・県の助成事業を積極的に活用する。
- ② 生産組織等の活動強化を図るとともに、本市の中心的な担い手となるべき認定農業者、中核農家はもちろん新規就農者、U I J ターン者等に対して積極的に支援しながら、担い手の育成・確保に努める。
- ③ 土地条件にあった作物の導入及び栽培技術の向上に努め、安定生産と出荷体制を確立し産地化を図る。また、食の安全への消費者意識の高まりを踏まえ、有機農業を推進するなど、特色ある農業の振興に努める。
- ④ 快適で美しい田園空間を形成するため、多面的機能の維持・形成を推進し、耕作放棄地の発生防止、有害鳥獣、特にイノシシによる被害防止に努める。
- ⑤ 農産物直売施設等を活用し流通販売体制を構築するとともに、地域ブランド化を図るなど高付加価値型農業を積極的に推進し、魅力ある産業として農業の育成に努める。
- ⑥ 畜産では、畜産物の需要動向を把握し、飼養管理技術の向上や良質自給飼料の増産・確保並びに防疫対策の徹底を図りながら、高品質、低コスト生産、安全・安心な畜産物の供給を推進する。
- ⑦ 畜産における良質堆肥の生産と、飼料用米の生産など耕畜連携による資源循環型農業の確立を図り、環境にやさしい農業を実践する。

イ 林 業

過疎地域には、専門林家がほとんどなく、農家林家が大部分を占めるため、森林の持つ公益的機能を維持強化し、農林複合林業の振興を図るとともに、森林組合等の充実強化、林業経営の向上を図るため次の施策を実施する。

- ① 森林組合は、森林の保全及び生産力の増進、森林所有者の林業経営の向上を図る組織として重要な位置を占めるものであり、現在の社会経済の動向に的確に対応した林業の経営指導、森林施業が行えるよう充実強化を図る。
- ② 農林業複合経営の実現を図るため、一般道路と有機的関連のもとに林道、作業道の整備を促進する。
- ③ 適切な森林の整備を進めていくため、森林環境譲与税等の財源を活用し、間伐・間伐作業道の整備を積極的に進める。
- ④ 造林事業等を活用し、造林・保育等を計画的、組織的に推進し、林業の振興に努める。
- ⑤ 豊かな森林資源を次の世代に残すため、里山林の保全と活用に努め、森林資源の大切さの認識を広めながら、森林を活かしたまちづくりを進める。
- ⑥ 近代林業の担い手の育成強化を図るとともに、実習展示林の強化や施業の技術習得及び後継者づくりを引き続き推進する。

- ⑦ 特用林産物であるしいたけについては、栽培農家存続のため後継者の育成等に努める。また、販売体制の整備強化の推進に努める。
- ⑧ 市産材の消費を図るため、木造住宅建設助成を行い、地元建築業の振興を図る。
- ⑨ 市有林等の植栽や間伐などの管理について、森林ボランティア等を活用し、団体の育成を図るとともに、その活動の輪が広がるよう支援する。

ウ 地場産業

潜在している地域資源の発掘及び地域にある資源の活用により、地場製品の生産及び販売を強化し、地域特性に応じた地場産業の振興を図るとともに、時代に即応した支援や育成のため、次の施策を実施する。

- ① 土地、気候、資源等地場産業の基盤に恵まれた風土を活かし、地域資源を最大限に活用した魅力ある地場製品の開発に努める。
- ② 地場製品の活動に取り組むグループや団体等に対し、商品開発、販売及び販路等の指導、育成を図る。
- ③ 地場製品の開発や普及を推進し、住民や市外に向けたPRを強化し、ブランド確立と販路拡大を図る。

エ 工業

経済の停滞に対処する施設展開を図るとともに、技術革新への対応を助成支援し、既存企業の充実と優良企業の導入を図るため、次の施策を実施する。

- ① 県が行う中小企業振興施策等を活用するとともに、商工会を中心に経営診断、指導、助言等を適切に行い、総合的に工業の振興を図る。
- ② 製材業の育成を図るため、制度資金融資の活用等による経営の近代化・合理化を促進する。
- ③ 水戸北部中核工業団地に関連する生産活動の補完的役割を担う企業や若年層に魅力ある優良企業の誘致を促進する。

オ 商業

近年の消費動向は、交通手段の発達等によって広域化し、安くて品数の豊富な都市部に消費者が移行することにより、地元の購買が減少しているため、地域商業の充実に向けて、次の施策を実施する。

- ① 国・県等の融資制度活用の円滑化を図るため、市と商工会が一体となって指導、助言に努める。
- ② 多様化する消費者ニーズに応えるため、消費者が買い物などをしやすい生活環境の整備を進めていくとともに、買い物支援のサービスや空き店舗対策への取り組みを検討する。
- ③ 商業経営者の連携や育成、経営の安定化を図るため、商工会の充実・強化のための支援を行う。

カ 観光・レクリエーション

地域の特性を踏まえ、農業と観光開発がマッチした観光を進めるほか、観光のニーズにあった観光ネットワークや観光ルートの確立を図るため、次の施策を実施する

- ① やまがたすこやかランド「三太の湯」やパークアルカディア、御城展望台、陰陽山森林公園等の観光の振興を図る。
- ② 本市のイメージアップと観光振興推進のため、現在実施しているあゆの里まつりや芋煮会等の充実に努める。
- ③ 美和地域の観光資源を活かし、花立自然公園、三浦杉公園、尺丈山百樹の森等の観光の振興を図る。
- ④ 花立自然公園を星の観測スポットとしてPRしていくとともに、市民にとっても魅力あるレクリエーションの場として機能充実を図る。
- ⑤ 豊かな自然環境や史跡など農山村の魅力を満喫できるよう、やすらぎの里公園、百観音自然公園を核に、農業や林業などを活用し、地域住民と連携した体験型・滞在型の観光・レクリエーションを推進する。
- ⑥ 緑に包まれた豊かな自然を活かした森林の有効活用や自然の中での芸術とのふれあいの拠点として、オカリーナの森等の整備を推進し、地域の活性化を図る。
- ⑦ ごぜんやま温泉保養センター「四季彩館」や、三王山自然公園、御前山青少年旅行村、御前山ダムなどの観光の振興を図る。
- ⑧ 自然を活かした遊歩道・公園整備等を含め、御前山ダム周辺整備をする。
- ⑨ 過疎地域の観光スポットにおけるネットワーク化を図るため、各施設利用の利便性向上を図り、観光道路の整備など、魅力ある観光モデルコースづくりを進め、誘客を図る。
- ⑩ 地域の優れた伝統工芸や農林水畜産物等を活かした新たな特産品の開発、観光地にふさわしい土産品等の開発を進める。
- ⑪ 新たな観光資源の発掘と、自然を生かしたレクリエーション施設の充実を図る。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	・ 民有林造林事業	市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	・ 緒川物産センター「かざぐるま」整備事業	市	
		・ 道の駅みわ整備事業	市	
	(8) 観光又はレクリエーション	・ オカリーナの森整備事業	市	
		・ 御前山ダム周辺整備事業	市	
		・ 尺丈山百樹の森施設整備事業	市	

		・温泉・温浴施設等管理運営事業（四季彩館温泉ポンプ交換工事）	市	
		・観光施設管理運営事業 やすらぎの里スポーツスライド登坂設備制御盤整備工事	市	
		・温泉・温浴施設等管理運営事業（四季彩館空調設備改修工事）	市	
		・温泉・温浴施設等管理運営事業（三太の湯空調設備改修工事）	市	
		・温泉・温浴施設等管理運営事業（ささの湯空調設備改修工事）	市	
		・観光施設管理運営事業（花立自然公園） 天体観測施設天体望遠鏡レンズ再メッキ修繕	市	
		・観光施設管理運営事業 花立自然公園敷地内法面改修工事	市	
		・観光施設管理運営事業 花立自然公園アスレチック施設改修工事	市	
	(10) 過疎地域自立促進特別事業	・商工会支援事業	市	
		・観光イベント助成事業（あゆの里まつり・やまがた宿芋煮会）	市	
		・観光イベント助成事業（美和ふるさと祭り・花立山星まつり）	市	
		・観光イベント助成事業（七夕まつり in 緒川）	市	
		・観光イベント助成事業（ごぜんやままつり・長倉七夕まつり）	市	
		・木造住宅建設助成事業	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
山方地域 美和地域 緒川地域 御前山地域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 該当業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記，（２）その対策，（３）事業計画のとおり。

加えて，該当業種の振興を促進するため，茨城県をはじめ，近隣自治体や関係自治体との幅広い相互連携を進めていく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興の区分における公共施設等に係る事業については，総合管理計画に定める基本方針を踏まえ，事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信

本市ではこれまでに，国の補助を受けて過疎地域へ光ファイバーによる情報通信網を整備し，情報通信格差の是正に努めている。

携帯電話については，中継局が整備され利用範囲が拡大されているが，通信事業者の採算性などから，参入が見込まれない地域では，一部不感エリアがあり，これらの早期解消が望まれている。また，スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴う市内施設等の Wi-Fi 環境整備を促進する。

イ 防災における情報化

東日本大震災や台風被害の経験を踏まえて，大規模災害などを想定した地域防災計画の見直し，防災行政無線のデジタル化の整備を行い情報通信手段の充実をこれまで図ってきた。また，市民と防災関係団体による防災訓練の実施など，市民とともに地域防災対策の充実に努めている。

(2) その対策

ア 情報通信

携帯電話の不感エリアを解消し，移動通信サービスの地域間格差を是正するため，移動通信用鉄塔施設の整備を通信事業者に対し，働きかける等により，利用可能な地域の拡大を促進する。

イ 防災における情報化

本市では、市公式ホームページと連携したひたまるアプリの外、SNSを使用し市の情報発信をしている。災害時や感染症発生時には防災無線以外にもこれらの情報伝達ツールを最大限に活用し、情報を発信していく。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

本市における道路網は、国道118号、123号、293号とそれらに接続する県道を骨格として、その他市道・農林道等によってネットワークを形成している。

市道の整備状況は、1級市道の改良率が92.1%、舗装率が96.6%、2級市道の改良率が88.0%、舗装率が96.5%、その他市道の改良率が33.0%、舗装率が47.8%となっている。

過疎地域における市道は、中山間地帯に位置し、道路幅員が狭く、起伏・屈曲が多いため、集落間を結ぶ主要道路等の整備を進める必要がある。

また、過疎地域の農道及び林道については、生産の近代化、集出荷の合理化を図るため、一般道路との有機的関連のもとに整備を推進する必要がある。

常陸大宮市の道路整備状況（令和3年3月31日現在）

区 分		延 長 m	改良済延長 m	改良率 %	舗装延長 m	舗装率 %
国 道		60,805	59,743	98.3%	60,805	100%
県 道		179,331	130,558	72.8%	170,672	95.2%
市 道		1,571,927	638,898	40.6%	853,961	54.3%
市道内訳	1級市道	117,848	108,582	92.1%	113,870	96.6%
	2級市道	91,260	80,284	88.0%	88,078	96.5%
	その他の市道	1,362,819	450,032	33.0%	652,013	47.8%

イ 交 通

本市の公共交通機関は、鉄道と、JR水郡線常陸大宮駅と中心市街地を基点として、路線バス、乗合タクシー等が運行されている。

山方地域の交通機関は、地域の中央を南北に縦貫するJR水郡線の駅が4駅あるほか、茨城交通株式会社による2路線の路線バスがあり、通勤、通学及び日常生活における交通手段として重要な役割を果たしている。また、茨城交通株式会社による上野・東京行き的高速バスが運行されている。

美和地域の交通機関はＪＲ常陸大宮駅と美和地域を結ぶ茨城交通株式会社による２路線の路線バスが運行されているほか、県境を越え、ＪＲ那須烏山駅と美和地域を結ぶ那須烏山市営バスが運行されており、通勤・通学等日常生活に重要な役割を果たしている。

緒川地域の交通機関は、茨城交通株式会社による３路線の路線バスがあり、主にＪＲ常陸大宮駅やＪＲ玉川村駅を利用する県立小瀬高等学校の生徒の通学手段として、重要な役割を果たしている。

御前山地域の交通機関は、茨城交通株式会社による２路線の路線バスがあり、ＪＲ常陸大宮駅方面の路線のほか、水戸駅方面への広域的な路線も運行されており、通勤・通学等日常生活に重要な役割を果たしている。

鉄道が通っていない美和・緒川・御前山地域については、最寄りの駅がＪＲ常陸大宮駅及び玉川村駅であり、各地域と駅を結ぶバス路線はあるものの、運行本数や運行時刻に限りがあるため、通勤、通学等には自家用車による送迎が必要となるなど、不便をきたしている状況である。

なお、各地域においては、自宅や指定の場所から目的地まで市内全域の移動が可能な交通サービスとして乗合タクシーが運行しており、通院や買い物など、日常生活に重要な役割を果たしている。

これまで、各地域の交通状況を踏まえて、町村合併時には広域的な交通体系の整備が求められたことに伴い、地域内及び大宮地域との移動交通手段として、市内循環交通システムの構築を図ってきた。依然として厳しい財政状況や、今後も想定される人口減少・少子高齢化に対応するため、交通システムの利便性や効率的な運行を視野に入れ、必要に応じ運行内容等の見直しを行い、地域特性に応じた持続可能な地域公共交通網の構築に向けた各種施策を推進していく必要がある。

山方地域のバス路線の現状

(令和３年４月１日現在)

路 線 名	区 間	区間距離	所要時間	運行回数	摘 要
大宮～山方線	大宮駅～かわプラザ～三太の湯	17.3km	38 分	4	単独補助
大宮～高部線	大宮駅～長沢～高部車庫	21.8 km	42 分	3.5	代替バス
上野・東京行き高速バス	大子・山方～上野・東京	181.2 km	125 分	3	高速バス

美和地域のバス路線の現状

(令和３年４月１日現在)

路 線 名	区 間	区間距離	所要時間	運行回数	摘 要
大宮～高部線	大宮駅～長沢～高部車庫	21.8km	42 分	3.5	代替バス
	大宮駅～白谷～塙	31.3km	62 分	0.5	
大宮～緒川・美和線	大宮駅～ささの湯～北斗星	26.6km	55 分	2.5	代替バス
	大宮駅～ささの湯～塙	31.3km	65 分	1	代替バス
	大宮駅～かざぐるま～北斗星	21.0km	40 分	3	単独補助
那須烏山市営バス 烏山高部線	烏山駅～塙～高部	18.8km	31 分	4.5	市営バス

緒川地域のバス路線の現状

(令和3年4月1日現在)

路線名	区間	区間距離	所要時間	運行回数	摘要
大宮～緒川・美和線	大宮駅～ささの湯～北斗星	26.6km	55分	2.5	代替バス
	大宮駅～ささの湯～塙	31.3km	65分	1	代替バス
	大宮駅～かざぐるま～北斗星	21.0km	40分	3	単独補助
大宮～上小瀬線	那珂川大橋～寺前～上小瀬十文字	14.0km	27分	0.5	単独補助
	那珂川大橋～上小瀬十文字～境橋	12.0km	23分	0.5	
	大宮駅～寺前～上小瀬十文字	23.0km	42分	1	
	大宮駅～上小瀬十文字～境橋	21.0km	38分	1.5	
	大宮駅～寺前～境橋	26.0km	48分	0.5	
緒川～玉川村駅線	上小瀬十文字～白谷～玉川駅前	7.2km	13分	2	フィーダー補助
	大宮駅～玉川十文字～小瀬高校前	12.4km	22分	0.5	単独補助
	大宮営業所～上小瀬十文字～小瀬高校前	19.3km	37分	1	単独補助
	大宮駅～那珂川大橋～上小瀬十文字	18.0km	32分	0.5	単独補助

御前山地域のバス路線の現状

(令和3年4月1日現在)

路線名	区間	区間距離	所要時間	運行回数	摘要
大宮～御前山線	大宮駅～御前山支所～御前山車庫	20.3km	47分	3	単独補助
御前山～水戸線	浜田営業所～水戸駅～御前山車庫	36.2km	90分	7	地域間幹線系統
	水戸駅～石塚車庫～野口車庫	28.3km	65分	8.5	
	浜田営業所～水戸駅～野口車庫	31.5km	84分	2.5	

過疎地域における乗合タクシーの現状

(令和3年4月1日現在)

運行区域	運行便数	運行時間帯
山方地域～全地域 美和地域～全地域 緒川地域～全地域 御前山地域～全地域	1日8便運行 (平日)	8時台～15時台

(2) その対策

ア 道路

道路は、生活及び生産等地域発展に欠くことのできないものであるため、次の施策を実施する。

① 市道の整備

市道は、住民生活に密着したものであることから、積極的、計画的に整備を進めるとともに過疎代行や補助事業等の活用を図る。

② 農道及び林道整備

農業生産の近代化、集出荷の合理化及び生産環境の向上と、林業作業の省力化効率化を図るため、一般道路との有機的関連を考慮し、農道及び林道整備を進める。

③ 道路安全対策

道路災害や事故を防ぐため、側溝・水路及び防護柵等の整備やカーブミラーの設置を進める。

④ 国・県道整備の促進

国道や県道の整備は、沿線市町との協力のもとに、各路線の整備促進協議会等の活動等により要請を行い、整備の促進を図る。

⑤ 緒川ダム中止関連対策

緒川ダム関連地域の道路については、県と十分に連携しながら、積極的な道路整備を促進する。

イ 交 通

市民の交通が確保できるよう積極的に関係機関に要望を行うとともに、鉄道及びバス路線の充実のため、次の施策を実施し、将来の交通機関のあり方について検討を進める。

① 水郡線の活性化

水郡線の運行ダイヤの改善等、利便性の向上が図られるよう、県や沿線市町と連携のもとにＪＲ東日本旅客鉄道会社に要望し、輸送サービスの向上に努める。

また、鉄道利用者の利便を図るため、駐車場や駐輪場を含め総合的に駅周辺の整備や乗車密度の向上を目指すための施策を推進する。

② バス路線

民間路線バスの運営を補助することで路線バスを維持し、通勤・通学者や高齢者などの交通確保に努める。

③ 乗合タクシー

居住地が分散している当市の地域特性から、乗合タクシーを基軸とした地域公共交通を構築するため、地域の特性や需要に合わせた運行体系を整備し、医療機関や商業施設への移動手段などの維持確保に努める。

④ 持続可能な公共交通網の構築

常陸大宮市地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定）及び、常陸大宮市地域公共交通再編実施計画（平成 31 年 3 月策定）に基づき、利用者等の動向を注視しつつ、今後も想定される人口減少・少子高齢化に対応した、地域特性に応じた持続可能な地域公共交通網を構築していく。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	市道 1-23 号線(彦沢線) L=1,880m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-17 号線(野上地区) L=700m W=6.0m(改良・舗装)	市	
		市道 30853 号線(小貫地区) L=260m W=3.0-4.0m(舗装)	市	

		市道 30833 号線 (小貫地区) L=215m W=3.0-3.5m(舗装)	市	
		市道 40108 号線 (呉坪七内線) L=3,600m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-33 号線 (仲檜沢六反線) L=1,200m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 1-27 号線 (野沢線) L=3,000m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-32 号線 (袋木小田野線) L=300m W=6.0/8.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-40 号線 (下郷小瀬沢線) L=2,800m W=5.5/7.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-36 号線 (吉田北田線) L=530m W=4.5/5.5m(改良・舗装)	市	
		市道 2-29 号線 (出合仲河戸線) L=1,080m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-30 号線 (鳥居土鷺子山線) L=680m W=4.0/5.0m(改良・舗装)	市	
		市道 2-20 号線 (小貫) L=220m(改良・舗装)	市	
		市道 40026 号線 (萱坪 1 号線) L=1,410m W=4.0/5.0m(舗装)	市	
		市道 50047 号線 (熊久保線) L=460m W=4.5/5.5m(改良・舗装)	市	
		市道 50232 号線 (宮下線) L=300m W=4.5/5.5m(改良・舗装)	市	
		市道 50104 号線 (山本 2 号線) L=200m W=4.5/5.5m(改良・舗装)	市	
	(2) 農道	元倉地区 L=100m W=5.0m(改良・舗装)	市	
		石宇線 L=200m W=5.0m(改良)	市	
		松山線 L=350m W=4.0m(改良)	市	
		袋木線 L=550m W=4.0m(改良)	市	
		塙前地区 L=1,000m W=4.0m(改良)	市	

		丸山線 L=500m W=3.0/4.0m(改良・舗装)	市	
		万平地区 L=550m W=3.0/4.0m(改良・舗装)	市	
	(3) 林道	諸沢北富田線 L=1,100m W=5.0(開設)	市	
		小田野磯上沢線 L=900m W=4.0m(舗装)	市	
		膳部沢線 L=1,300m W=4.0m(開設)	市	
		志殿沢線 L=70m W4.0m(改良・舗装)	市	
		滝ノ沢1号線 L=150m W=4.0m(改良・舗装)	市	
		L=12.5m W=4.0m(橋梁補修)滝 之沢橋	市	
		長倉国長線 大沢橋 L=10m W=4.0m(橋梁補修)	市	
		桧沢口線 桧沢山橋 L=10m W=4.0m(橋梁補修)	市	
		滝ノ沢線 高沢橋 L=12.5m W=4.0m(橋梁補修)	市	
		栗平馬内沢線 無名橋 L=11m W=5.0m(橋梁補修)	市	
		深入沢線 L=7m W=7.0m(法面補修)	市	
		大沢線 L=20m W=4.0m(法面補修)	市	
		途中七内線 L=100m W=4.0m(改良・舗装)	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業	地方バス路線補助事業 (地方バス路線維持費補助金)	市	
		地方バス路線補助事業 (高部烏山間代替バス運行負担金)	市	
		予約制乗合タクシー運営補助事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備，交通手段の確保の促進の区分における公共施設等に係る事業については，総合管理計画に定める基本方針を踏まえ，事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道施設は，大宮地域に上水道があり，山方地域には昭和 45 年に創設した第 1 簡易水道のほか二つの簡易水道，美和地域には昭和 58 年に創設した美和簡易水道，緒川地域には昭和 52 年に創設した緒川簡易水道，御前山地域には昭和 35 年に創設した北部簡易水道事業のほか二つの簡易水道で運営してきた。

平成 21 年に水道事業統合計画の策定を行い，平成 22 年度から平成 26 年度に統合簡易水道事業を実施し，平成 26 年度には山方地域第 2・第 3 簡易水道施設を除く簡易水道施設の状況を一括監視できる遠隔監視システムの整備を行った。さらに，より効率的な事業運営と安定的な水道水の供給を行うため，平成 27 年に経営の変更届を提出し，平成 28 年 4 月 1 日から上水道事業との事業統合を行い，簡易水道事業を廃止し現在に至る。

旧簡易水道地域別の人口は，地域別将来人口推計からみると，山方地域，御前山地域が同程度の減少率で，美和地域，緒川地域は激しく減少していくことが予想されている。水需要の動向としては，節水機器の普及や高性能化，市民の節水意識の高まりから有収水量も減少しており，人口減少などから水需要は更に減少し，料金収入も減少が懸念される。

水道管路等施設は，昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて創設した水道事業であることから，施設の老朽化が進んでいる。また起伏にとんだ地勢の影響から，漏水による有収率の低下が喫緊の課題であり，管路更新事業の更なる推進と管路修繕や施設更新を順次進めていく必要がある。

以上のことから，令和 2 年度に策定した水道事業経営計画に基づき，経営基盤の強化や水道管路等施設の整備を計画的に推進することにより，老朽化施設の更新を行い，また災害に強い水道施設の構築を促進し，全ての市民に安心・安全な水の安定供給を図ることとしている。

イ 污水处理施設

污水处理施設における各地域の現況は，近年の生活様式の多様化により，生活雑排水が年々増加し，水路や河川等の水質汚濁に影響を及ぼしている。このため，公共用水域の水質保全や生活環境の改善が必要となっている。

山方・美和・緒川・御前山地域では，農業集落排水処理施設の供用を開始しているが，農業集落排水事業の整備区域外については，各地域とも浄化槽整備補助事業の推進が望まれている。

今後も污水处理施設の適切な維持管理、計画的な更新を行うとともに、農業集落排水施設の接続推進や浄化槽設置補助事業の推進を行うことで、河川等の水質保全に努め、良好な生活環境の維持改善を図る必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

山方・美和・緒川・御前山地域のし尿・ごみ等の一般廃棄物は、これを合理的に処理するため大宮地方環境整備組合により共同処理が行われている。

し尿処理は、全地域で収集が行われているが、自然環境の保全を考慮し、各地域の条件に適合する排水管整備を計画的に推進している。

一方、ごみ処理については、各地区にごみステーションを配置し、大宮地方環境整備組合と連携し、ごみを適正に収集し、安全かつ効率的な処理を進めている。また、ごみ減量化を推進するため、分別収集や再資源化活動に取り組む必要がある。

エ 消防施設

山方地域の非常備消防は、令和3年度現在、4分団13部158名で組織され、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車10台、防火水槽227基、消火栓126基を整備し、消防防災に努めている。

美和地域の非常備消防は、令和3年度現在、3分団11部149名で組織され、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車8台、防火水槽112基、消火栓99基を整備し、消防防災に努めている。

緒川地域の非常備消防は、令和3年度現在、3分団11部142名で組織され、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車8台、防火水槽196基、消火栓138基を整備し、消防防災に努めている。

御前山地域の非常備消防は、令和3年度現在、3分団12部149名で組織され、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車9台、防火水槽142基、消火栓118基を整備し、消防防災に努めている。

なお、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車は、全分団機動化を図っているが、今後、老朽化した消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の更新が必要になってきている。また、消防詰所（機械器具置場）においても老朽化に伴い更新が必要になってきている。

消防水利面では、中山間地帯で民家が点在していることから水利の確保に問題があり、今後とも計画的な防火水槽及び消火栓の整備と充実を図る必要がある。

オ 公営住宅

山方地域の市営住宅は、10団地137戸で、このうち建設から30年以上経過した住宅は99戸あり、老朽化が進んでいる。山方地域の人口減少は著しく、全体の入居率は66.4%と低迷しているため、今後は耐用年数の経過した住宅の解体、用途廃止の措置が検討事項となってくる。

美和地域の市営住宅は2団地51戸、うち特定公共賃貸住宅が24戸建設されている。公営住宅のうち10戸については、建設から25年以上が経過しており、外壁修繕等の維

持管理が必要となってくる。17戸については、令和3年度より解体、用途廃止の措置をとることとなっている。

緒川地域の市営住宅は、5団地76戸、うち特定公共賃貸住宅が22戸建設されている。しかし、公営住宅のうち2団地30戸においては、老朽化の進行や汲み取り式トイレなど快適な住環境とはいえない状況にあるため、用途廃止を検討していく。

御前山地域の市営住宅は、7団地108戸、うち特定公共賃貸住宅が12戸建設されている。公営住宅のうち18戸においては、老朽化の進行や汲み取り式トイレなど、快適とはいえない状況にあるため、用途廃止を検討する。

また、各地域の市営住宅の多くは中山間地域に位置しており、そのうち28戸が土砂災害警戒区域に指定されている状況にある。

これらの状況を踏まえて、常陸大宮市住生活基本計画及び常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画に基づき、快適な居住環境が確保できるよう整備について検討するとともに、優良賃貸住宅の確保と若年層の定住化を促進するため、耐用年数が経過した住宅を集約化し、新たな市営住宅の建設についても検討することとしている。

カ 防犯施設

防犯灯については、山方、美和、緒川、御前山地域とも全てLED化しており、防犯の役割を果たすとともに、電気料の削減、CO₂排出量の削減になっている。

防犯カメラについては、山方地域に8箇所（山方小学校、山方南小学校、山方中学校、山方保育所、三太の湯、山方宿駅、野上原駅、下小川駅）計27台設置。美和地域に3箇所（美和小学校、道の駅北斗星、美和バイオマスチップ製造施設）計9台設置。緒川地域に3箇所（緒川小学校、明峰中学校、物産センターかざぐるま）計9台設置。御前山地域に2箇所（御前山小学校、四季彩館）計8台設置。その外に本地域では交差点等へも設置しており、今後も新たに設置を検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

水需要の動向を調査し、計画的に施設の整備等を進め、安全な水の安定供給を図るため、次の施策を実施する。

① 安定供給の確保

将来の水需要に対処するため、恒久的水源の確保及び施設の整備を図り、安全な水の安定供給に努める。

② 老朽施設の更新

水道施設の老朽化による機能低下に対処するため、計画的に施設の改良改善に努める。

イ 汚水処理施設

地域の自然条件等の特性を考慮し、効果的な排水管等処理施設の整備充実を図るため、次の施策を実施する。

快適で安全な生活環境と公共用水域の水質保全確保のため、供用を開始した山方・美和・緒川・御前山地域の農業集落排水処理施設の接続率向上に努めるとともに、浄化槽

設置補助事業による整備区域の整備促進を図る。また、放流水質保全のため、適正な浄化槽の維持管理の推進及び法定検査の受検率の向上を図る。

ウ 廃棄物処理施設

ごみのない循環型社会を推進していくために、廃棄物処理については、施設の充実に努めるほか、ごみの減量化やリサイクルなど再資源化を推進し、次の施策を実施する。

- ① ごみの適正処理を進めるため、大宮地方環境整備組合において、焼却施設や破碎施設などの適切な維持管理を促進する。また、ごみ減量化対策として、分別収集の徹底や生ごみ処理機の普及を図り、リサイクルなど循環型社会の形成を推進する。
- ② し尿の適正処理を進めるため、大宮地方環境整備組合において、し尿処理施設の適切な維持管理及びし尿収集体制の充実に努める。

エ 消防施設

市民の生命財産を守り、安心して生活できる環境を創出し、災害の未然防止に努め、災害のないまちづくりを推進するため、次の施策を実施する。

- ① 消防施設整備の消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車及び詰所（機械器具置場）の年次更新、防火水槽（40 m³級）の計画的な増設を図る。

オ 公営住宅

地域の安全・安心で快適な生活ができるよう計画的に市営住宅の整備に努める必要があるため、次の施策を実施する。

- ① 既存住宅の修繕及び耐久性の向上等の改善を実施し、安全・安心な住まいを長期的に確保する。
- ② 老朽住宅の建替えや新たな市営住宅の建設等については、住宅需要の動向を踏まえて対応する。

カ 防犯施設

地域の安全・安心を推進するため、次の施策を実施する。

- ① 防犯灯の設置については、市民からの要望のある箇所が適切かどうか調査し整備するとともに、既設の施設についても維持管理を行う。
- ② 防犯カメラの設置については、地元警察署からの要望も踏まえ、公共施設周辺や学校周辺に順次設置していく。

(3) 事業計画

継続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	・ 水道施設維持管理事業	市	
	(2) 下水処理施設 その他	・ 浄化槽設置補助事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	・ 環境整備組合設置運営事業 ごみ処理分担金(大宮地方環境整備組合)	市	

	し尿処理施設	・環境整備組合設置運営事業 し尿処理分担金(大宮地方環境整備組合)	市	
	(5) 消防施設	・消防車両整備事業 (消防ポンプ自動車)	市	
		・消防施設維持管理事業 (機械器具置場 解体)	市	
		・防火水槽整備事業(40 m ³ 級)	市	
		・高規格救急自動車整備事業 (災害対応特殊救急自動車)	市	
		・消防施設建設事業 (機械器具置場新築)	市	
		・広報車購入事業	市	
		・指揮隊車購入事業	市	
		・自動車購入事業	市	
	(8) その他	・防犯施設整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

子育て世代を取り巻く社会環境は、社会構造の変化に伴って、大きく変化している。このため、豊かな地域社会となった反面、共働き家庭の増加により親子のふれあう機会が減少している傾向にある。

このような現状に対処するには、行政だけでは不十分なため、家庭や地域が一体となって児童の健全育成を図ることが重要な課題となっている。

また、近年、出生状況は、少子高齢化及び過疎の進行により出生数・幼児数とも、年々減少していることから、少子化対策として各種子育て支援対策の推進や生活様式の多様化に伴う保育サービス、家庭児童相談体制の充実、未婚化・晩婚化の進行が少子化の一因であることから結婚への支援が求められている。

過疎地域には、公立保育所 1、私立保育園 1、公立幼稚園 1、公立認定こども園 1、私立認定こども園 2 の合計 6 施設ある。保育委託の状況は、少子化の影響により年々減少傾向にあるが、子育てと就労の両立を可能とする施策の展開が求められており、今後は、さらに保育環境の整備や保育内容の充実を図る必要がある。

イ 高齢者福祉及び障害者福祉

過疎地域の平成 27 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の地域内人口に占める割合（高齢者人口）は、山方地域で 38.1%、美和地域で 41.5%、緒川地域で 38.4%、御前山地域で 38.3%に達しており、県平均と比べて大幅に上回っている現状にある。

このため、高齢者の地域生活支援や高齢者の生きがい対策として、高齢者クラブの育成、敬老会を実施し、ひとり暮らしの高齢者などに対しては、在宅支援センターで訪問活動などを行っている。今後、高齢者世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が年々増加し、福祉ニーズの的確な把握と対応が求められているとともに、健康でいきいきとした生活を送るために、生きがい対策や医療、福祉対策の充実が重要な課題となっている。

また、介護を必要とする高齢者とその家族に対しての介護・福祉サービスをより一層充実させていく必要があるとともに、地域との連携のもと総合事業のさらなる展開により介護予防活動の充実を図りながら、関係機関や地域社会との連携強化により、地域で支える介護予防・生活支援体制を強化させていく必要がある。

身体障害者（児）福祉対策は、国県の各種制度の積極的な適用を図るとともに、今後は在宅福祉に重点をおき、諸施策の実施に努めなければならない。また、知的障害者（児）については、住民の理解と交流を深め、社会活動への積極的参加と地域の福祉意識の高揚を図る必要がある。

(2) その対策

ア 子育て環境

地域で暮らす親たちが安心して、子どもを育てられるよう次の施策を実施する。

- ① 家庭や地域での子育てを支援するため、子育て支援制度の推進を図る。
- ② 結婚を希望するものに対し、結婚に関する相談及び情報提供を行うため相談員を設置し、結婚活動を支援する。
- ③ 児童の健全育成のための活動組織である子ども会等の充実を図るため、指導者の育成と助成、援助に努める。
- ④ 共働き家庭や第 3 次産業従事家庭の増加等社会構造の変化に伴い、児童の多様な保育体制の整備を進めるとともに、就学児童の放課後における安全の確保と健全育成を図るため、学童保育等の整備をする。

イ 高齢者福祉及び障害者福祉

高齢者の総合的な福祉対策及び障害者の福祉対策を展開するため、次の施策を実施する。

- ① 多様化したニーズに対応できるようサービス体制を拡充し、介護保険制度の円滑な運営に努める。
- ② 高齢者の健康を維持するため、医療機関や保健師による、健康相談、健康教育、健康診査などの充実を図り、疾病の早期発見、早期治療を推進する。
- ③ 介護の必要な高齢者に対し、保健、医療、福祉の連携による地域ケアシステム推進事業を進めるとともに、介護保険制度の円滑な運用に努める。

- ④ 介護予防のための把握，普及啓発を行うとともに，地域で介護予防活動を行っている者への支援を行う。
- ⑤ 要介護者等の実態把握を的確に行い，その置かれている環境や必要な介護サービスの選択をもとに，総合的かつ効率的に事業者，施設から提供する体制を確立する。また，要介護者の希望を最大限尊重し，居宅における自立した生活が継続できるように在宅サービス提供体制の充実を図る。
- ⑥ 障害のある人も地域で自立して生活できるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による各種サービスの充実に努めるとともに，利用を促進するなど障害者福祉対策を推進する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保， 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	・ 山方保育所空調整備施設整備事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	・ 緒川老人福祉センター施設整備事業（陶芸工房屋根改修事業）	市	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	・ 特別保育事業	市	
		・ 放課後児童健全育成事業	市	
		・ 地域子育て支援拠点事業	市	
		・ 保育所地域活動事業	市	
		・ 幼児バス運行事業（美和認定こども園・おがわ幼稚園）	市	
		・ 包括的支援事業 (在宅介護支援センター運営事業)	市	
		・ 高齢者クラブ運営費補助事業	市	
		・ シルバー人材センター運営費補助事業	市	
		・ 地域生活支援事業（高齢者福祉対策）高齢者福祉タクシー事業	市	
		・ 美和高齢者コミュニティセンター運営事業	市	
		・ 美和総合福祉センター運営事業	市	
		・ 緒川老人福祉センター運営事業	市	
		・ 自立支援給付サービス事業	市	
		・ 障害者地域生活支援事業	市	
		・ 母子保健事業	市	
		・ 予防接種事業	市	
		・ 健康増進事業	市	
		・ 特定健康診査・特定保健指導事業	市	

		・赤ちゃんの駅設置推進事業	市	
		・出産祝い金支給事業	市	
		・社会福祉協議会支援事業	市	
		・民生委員児童委員協議会支援事業	市	
		・心配ごと相談所運営事業	市	
		・ファミリーサポート事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分における公共施設等に係る事業については，総合管理計画に定める基本方針を踏まえ，事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療機関については，常陸大宮済生会病院をはじめ大宮地域に多く立地しており，過疎地域との医療サービスの偏在性が高くなっている。

過疎地域の医療機関については，山方地域は一般診療所 2 箇所と歯科診療所 1 箇所，美和地域は国保美和診療所（医科・歯科）1 箇所，緒川地域は一般診療所 1 箇所と国保緒川歯科診療所 1 箇所，御前山地域は一般診療所 1 箇所と歯科診療所 2 箇所があり，無医となる地域はなく，各診療所が地域医療の拠点として医療サービスを行っている。

各医療機関への通院には，多くが自家用車を利用しているが，路線バス，乗合タクシーの運行や福祉タクシー事業の実施により，交通弱者の通院手段を確保している。

過疎地域の医療機関は，多くが小規模な施設であり，重症救急患者等に対応できないため，常陸大宮済生会病院や市外の医療機関と連携を図り，高度な医療行為を必要とする診療が受けられるよう医療体制の確立に努めている。

地域住民が安心して診療を受けられるためには，医師確保をはじめ，医療機関相互の機能分担及び連携による医療ネットワークの構築といった総合的な観点から地域医療を考えていくことが必要である。

(2) その対策

市民がいつでも適切な医療が受けられるよう医療体制の確立を図るため，次の施策を実施する。

- ① 通院の手段として，路線バス，乗合タクシー，福祉タクシーなどそれぞれの特徴を活かした高齢者に優しい公共交通システムの構築を図る。
- ② 保健師を中心に，保健所や市内医院等の協力のもとに健康相談及び指導を行い市民の健康管理体制を確立する。

- ③ 市民が適切な医療を受けられるよう地域の医療機関と常陸大宮済生会病院の連携を促進し、地域医療の充実を図る。
- ④ 自治医科大学卒医師派遣制度を活用し、医療体制の充実を図る。
- ⑤ 常陸大宮済生会病院への財政支援を図る。
- ⑥ 市内の公的医療機関において、地域医療を担う人材の育成及び確保を図る。
- ⑦ 常陸大宮済生会病院、国保美和診療所、国保緒川歯科診療所の医療機器の更新等を行う。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所	・ 常陸大宮済生会病院医療機器整備事業	市	
		・ 国保美和診療所医療機器整備事業	市	
		・ 国保緒川歯科診療所医療機器整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	・ 常陸大宮済生会病院運営補助事業	市	
		・ 医療福祉費助成事業	市	
		・ 医師確保等事業	市	
		・ 在宅当番医制運営費	市	
		・ 人間・脳ドック検診費補助	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

山方地域の小中学校の児童生徒数は、令和2年度時点で、小学校2校で15学級、児童数の合計は194名となっている。中学校については、山方中学校1校で5学級、生徒数は111名である。

美和地域の小学校の児童数は、令和2年度時点で、小学校1校で8学級、児童数は80名となっている。

緒川地域の小学校の児童数は、令和2年度時点で、小学校1校で7学級、児童数は111名となっている。

御前山地域の小学校の児童数は、令和２年度時点で、小学校１校で７学級、児童数は１２２名となっている。

なお、平成２７年度から美和中学校と緒川中学校の統合により、明峰中学校が新設され、さらに平成３１年度には御前山中学校も明峰中学校に統合された。美和地域、緒川地域、御前山地域は中学校１校で８学級、生徒数は１８９名となっている。

学校施設については、平成２６年度までに老朽化した施設への工事や未耐震校舎等への耐震化や改築が推し進められており、教育環境の充実が図られてきた。

そのような中、統合によって遠距離通学者が増えたため、スクールバスを運行し通学対策に努めているが、山間地域で道路状況が悪く、危険な箇所が多いので、通学道路を整備し通学の安全を確保する必要がある。

また、過疎地域の児童生徒は、少子化等の影響により、減少傾向は今後も続くと思定され、引き続き学校のあり方について検討が必要である。さらに、時代の変化に対応した教育を向上させ、ＩＣＴ教育を推進し、教育環境の充実に努めるとともに、学校施設の整備と国際社会に対応した教育の推進を図る必要がある。

山方地域の小中学校の児童生徒の推移

(各年５月１日)

区 分	昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
山 方 小	432	13	312	11	247	9	237	9
舟生分校	45	3	38	3	39	4	54	4
諸富野小	176	6	141	7	111	7	59	6
北富田小	39	3	26	3				
盛 金 小	134	6	93	6	87	6	89	6
久 隆 小	45	3	25	3	14	3	14	3
長 田 小	115	6	82	6	65	5	68	6
野 上 小	127	6	116	6	104	7	124	6
小 貫 小	97	6	77	6	68	6	63	6
照山分校	35	2						
小 計	1,245	54	910	51	735	47	708	46
山 方 中	805	20	595	16	437	12	379	10
合 計	2,050	74	1,505	67	1,172	59	1,087	56

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
山 方 小	226	8	224	8	186	6	山方小 198	8	159	7
舟生分校	44	4	38	4	19	3				
諸富野小	37	4	27	3	13	3				
盛 金 小	74	6	51	5	33	3				

久 隆 小	12	3	4	2	6	2				
長 田 小	70	6	62	6	37	4	山方南小			
野 上 小	119	6	117	6	105	6				
小 貫 小	52	5	54	5	49	4				
小 計	634	42	577	39	448	31	153	6	133	6
山 方 中	364	11	320	9	287	9	351	14	292	13
合 計	998	53	897	48	735	40	223	6	173	7
							574	20	465	20

区 分	平成 27 年		平成 29 年		令和 2 年	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
山 方 小	129	7	114	7	100	7
舟生分校						
諸富野小						
盛 金 小						
久 隆 小						
長 田 小	136	6	105	7	94	8
野 上 小						
小 貫 小						
小 計	265	13	219	14	194	15
山 方 中	159	7	144	8	111	5
合 計	424	20	363	22	305	20

美和地域の小中学校の児童生徒の推移

(各年 5 月 1 日)

区 分		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
檜 沢 小	氷之沢小	93	6	63	4	201	7	156	7
	檜沢小	125	6	70	6				
	上檜沢小	168	6	119	6				
隆 郷 小	高部小	157	6	82	5	295	11	269	11
	隆郷小	214	6	180	7				
	小田野小	48	3	38	3				
	鷺子小	134	6	61	5				
小 計		939	39	613	36	496	18	425	18
美和中		592	16	458	12	302	10	256	7
合 計		1,531	55	1,071	48	798	28	681	25

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
檜 沢 小	131	7	129	6	74	6	50	5	美和小 149	6
隆 郷 小	255	11	211	8	145	7	136	7		
小 計	386	18	340	14	219	13	186	12	149	6
美 和 中	214	6	189	7	134	5	115	4	98	4
合 計	600	24	529	21	353	18	301	16	247	10

区 分	平成 27 年		平成 29 年		令和 2 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
檜 沢 小	美和小		美和小		美和小	
隆 郷 小	114	6	103	6	80	8
小 計	114	6	103	6	80	8
明 峰 中	158	7	138	7	189	8
合 計	272	13	241	13	269	16

緒川地域の小中学校の児童生徒の推移 (各年 5 月 1 日)

区 分	昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
小瀬第一小	263	8	199	8	130	7	119	7
小瀬第二小	180	9	102	7	103	7	93	7
八 里 小	344	13	221	13	178	7	169	7
小 計	787	30	522	28	411	21	381	21
緒 川 中	490	14	393	11	245	7	204	7
合 計	1,277	44	914	39	656	28	585	28

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
小 瀬 小	193	6	226	8	173	7	154	7	緒川小 161	7
八 里 小	135	6	144	6	98	6	85	6		
小 計	328	12	370	14	271	13	239	13	161	7
緒 川 中	193	6	161	6	152	6	147	6	113	5
合 計	521	18	543	20	423	19	386	19	274	12

(注：小瀬第一小，小瀬第二小 平成元年統合)

区 分	平成 27 年		平成 29 年		令和 2 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
小 瀬 小	緒川小	7	緒川小	7	緒川小	7
八 里 小	132		123		111	
小 計	132	7	123	7	111	7
明峰中(再掲)	158	7	138	7	189	8
合 計	290	14	261	14	300	15

御前山地域の小中学校の児童生徒の推移

(各年 5 月 1 日)

区 分	昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
伊勢畑小	164	6	94	7	86	7	73	7
野 口 小	274	9	182	7	183	7	198	7
長 倉 小	232	7	193	7	174	7	150	7
小 計	670	22	469	21	443	21	421	21
御前山中	496	14	316	10	217	7	220	7
合 計	1,166	36	785	31	660	28	641	28

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
伊勢畑小	63	5	54	5	54	5	43	4	御前山小	7
野 口 小	191	7	166	6	83	6	71	6		
長 倉 小	140	7	123	6	80	6	87	6		
小 計	394	19	343	17	217	17	201	16	183	7
御前山中	193	7	190	6	128	6	125	5	95	3
合 計	587	26	533	23	345	23	326	21	278	10

区 分	平成 27 年		平成 29 年	
	児童 生徒数	学級 数	児童 生徒数	学級 数
伊勢畑小	御前山小	8	御前山小	8
野 口 小				
長 倉 小				
小 計	149	8	133	8
御前山中	74	5	69	5
合 計	223	13	202	13

区 分	令和 2 年	
	児童 生徒数	学級 数
伊勢畑小	御前山小 122	7
野 口 小		
長 倉 小		
小 計	122	7
明峰中(再掲)	189	8
合 計	311	15

イ 幼児教育

山方地域については、公立幼稚園は無く、公立保育所と民間保育園がある。

幼児の入園状況は、広域化により隣接の幼稚園に通っている状況である。

美和地域の幼稚園は昭和 59 年度より開園し、令和 2 年には認定こども園として認定され、人間形成上重要な幼児期の教育に対応している。今後さらなる教育内容の充実により、小学校との連続性が図れるように教育水準の向上に努める必要がある。

緒川地域は、おがわ幼稚園において 2 年保育を実施し、緒川地域を通園区として園児送迎バスで通園している。また、幼稚園運営の弾力化と保護者の要望から、子育て支援「預かり保育」を平成 15 年から実施しているが、少子化による乳幼児の減少の影響に伴い、令和 3 年度をもって閉園し、認定こども園の民間 1 施設となる。

御前山地域の保育園は昭和 51 年度より開園し、平成 28 年には認定こども園として認定され、園児の自立と豊かな人間関係を育て、社会的適応性の体得を図っている。

美和地域の幼稚園児の推移

区分	15 年度	18 年度	21 年度	24 年度	27 年度	29 年度
園児数	31	30	13	15	13	8
学級数	2	1	1	1	1	1

緒川地域の幼稚園児の推移

区分	15 年度	18 年度	21 年度	24 年度	27 年度	29 年度
4 歳児	22	12	9	12	4	3
5 歳児	24	15	8	9	6	5
合計	46	27	17	21	10	8

御前山地域の幼稚園児の推移

区分	15 年度	18 年度	21 年度	24 年度	27 年度	29 年度
4 歳児	-	9	10	5	0	0
5 歳児	18	15	22	7	0	0
合計	18	24	32	12	0	0

ウ 生涯学習

生涯にわたる学習機会のある場として各地域には公民館があり、地域住民を対象とした生涯の各時期における特色ある独自の活動を行なっている。一方、年々多種多様化する市民ニーズに応えるため、公民館のあり方については、引き続き検討が必要である。

また、青少年の健全育成を図るために、子ども会育成連絡協議会・PTA連絡協議会・青少年育成市民会議・青少年相談員等の活動により、青少年をとりまく社会環境を浄化し、健全な環境づくりを推進している。

エ 生涯スポーツ

生涯スポーツの振興を図るため体育協会とスポーツ推進委員などが中心となり各種スポーツ大会、各種スポーツ教室、各地域体育祭などを開催している。

また、地域住民が身近にスポーツに親しみ、健康・体力づくりに活かせる社会体育施設として、山方地域には、多目的グラウンド・野球場・テニスコートなどが整備されている。美和地域には、美和運動公園に多目的グラウンド・テニスコート・ミニサッカー場が整備されている。緒川地域には、緒川運動公園に多目的グラウンドが整備されている。御前山地域には、御前山運動公園にテニスコート・トレーニングセンターが整備されている。

今後は、住民だれもが体力・年齢等に応じたスポーツを楽しめるよう、各種施設の充実と有効活用に努めるとともに各種スポーツ大会の開催や団体の育成及び推進体制の強化を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

郷土愛と真に豊かな心の醸成を図る心の教育の充実を図るとともに、少子化による児童生徒の減少への対応と、生き生きと学べる効率的な義務教育環境を考慮し、施設面での整備を図るとともに、国際化時代を担う、優れた児童生徒を育成するため、教育諸条件の整備を図り特色ある学校教育を推進するため、次の施策を実施する。

- ① 少子化による児童生徒の減少への対応と、生き生きと学べる効率的な義務教育環境を考慮した学校づくりを推進する。
- ② 教育環境の充実を図るため、学校施設の整備に努める。
- ③ 児童・生徒の通学の安全を確保するとともに、スクールバスの効率的な運行を図る。
- ④ 語学力を含めた国際理解教育を推進するため、小学校外国語活動や中学生の海外派遣事業の質的向上など国際化社会に適応しうる教育内容の充実を図る。
- ⑤ GIGAスクール構想により整備された1人1台端末等を活用し、より理解しやすい授業を実施できるよう支援することで、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図る。

イ 幼児教育

人間形成の基本を培う重要な役割をもっている幼児教育については、保育所や幼稚園、小学校との連携を強化しながら指導内容の充実を図るとともに、施設、設備の充

実に努める。

また、通園の安全確保のため、幼稚園通園バスの効率的な運行を図る。

ウ 生涯学習

生涯学習活動は、市民が主体的に行うものであり、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、自由に参加できるよう諸施策の充実に努めるため、次の施策を実施する。

- ① 住民の教養の向上、健康の増進など生涯学習の充実に図るため、各種学級、講座等を開設するとともに、多様化する社会の中で、幼児から高齢者まで、家庭、学校、地域社会において自主的に生涯学習を続けることのできるシステムづくりを図る。
- ② 家庭は生涯学習の拠点であり、人間形成の基盤であるため、創造性や勤労精神、助け合いの精神、親切心などを養う家庭教育の推進を図る。
- ③ P T A、女性団体等の社会教育団体の自主性を尊重し、組織強化と指導者の養成を図る。

エ 生涯スポーツ

健康増進及びスポーツの振興を図るため、次の施策を実施する。

- ① 住民のニーズを踏まえながらだれもが生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを推進する。
- ② スポーツ推進委員などの組織の充実・強化を図る。
- ③ スポーツ団体の育成とともに活動の支援や連携の強化に努める。
- ④ 多くの住民が有効かつ効果的に利用でき、住民の健康・体力づくりに生かせるよう、各スポーツ施設の適正な維持管理を進めるとともに社会体育施設の整備を推進する。

(3) 事業計画

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ボート	・通学対策事業 (スクールバス運行)	市	
	(3) 集会施設・体育施設等 公民館	・美和工芸ふれあいセンター整備事業	市	
	集会施設	・観光施設管理運営事業(山方宿駅コミュニティ施設改修工事)	市	
	体育施設	・テニスコートの改修 (御前山運動公園)	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	・公民館講座開催事業	市	
		・社会体育団体支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎地域は、地理的条件から交通、生活環境基盤、保健、福祉、医療面で整備が立ち遅れている状況にある。特に、高齢化が進んでいる集落においては、集落機能の低下が課題となっている。

なお、計画的な道路整備及び各種公共施設の整備により生活経済圏は徐々に拡大してきているが、地域外への転出が増加傾向にある。

(2) その対策

- ① 公共サービスの確保が難しい集落については、高齢者をはじめとする住民のサービス向上を図るため、情報技術の活用や巡回サービスを提供できる人材の確保に努める。
- ② 高齢化等集落対策を推進するため、高齢化率が40%を超える集落においては、集落支援員の地域担当を配置し、集落の維持・活性化に努める。また、集落支援員の調整担当と地域担当が密接に連携することで効率的な支援体制を整備する。
- ③ 将来にわたる住宅需要の動向を踏まえて、市営住宅等のあり方を検討するとともに、空き家については、所有者の協力のもとに適正な管理に努め、地域の実情に応じながら交流住居として供給する。
- ④ 地域活性化に関する事業等を行う区や地区集会所の整備等をする区に対して、自治活動の活性化と市民主体の活力ある地域社会の確立を図るための支援策等、地域の活性化につながるような施策を展開する。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	・ 集落支援事業	市	
		・ 市営住宅解体事業	市	
		・ 空き家対策事業	市	
		・ 自治組織の育成支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市では、先人の残した英知や努力が歴史上重要な役割を果たしてきており、それらが地域の伝統文化として継承されてきたが、現代社会の急激な変化に伴い、さまざまな問題を抱えている。

過疎地域ごとの現状を見てみると、山方地域では、伝統芸能の保存会により、積極的な活動が行われている。

美和地域においては、地域の歴史・芸術上価値の高い優れた建築物や文化財が数多く存在しており、学術的にも貴重な資料となっているとともに、郷土芸能も多く残されている。

緒川地域では、芸術文化活動の拠点となる緒川総合センターを中心に、住民の芸術・文化活動が行われている。

御前山地域では、御前山市民センターにおいてさまざまな講座が開設されるとともに、地域文化財の調査研究の活動が行われている。

しかし、いずれの地域においても少子高齢化の影響による担い手の高齢化と後継者不足という共通の問題を抱えている。また地域によっては、伝統芸能の練習場所や地域文化財の展示・保管場所としての施設がないという問題もある。

過疎地域の伝統文化を保護していくことは、市民の文化的向上に資するとともに、高齢者の積極的な社会参加や子どもたちの地域への自信と誇りの創出、地域内での世代間交流さらには個性と安らぎを求める都市住民との地域間交流をも促進することが期待される。このため、過疎地域の伝統文化を保護し活動を促進させていくことは、現在の重要な課題といえる。

(2) その対策

伝統文化の保存・伝承など地域文化の振興を図るため、次の施策を実施する。

- ① 伝統文化や民俗芸能等の保存・伝承を図るとともに、これらを活用した個性豊かな地域づくりを促進する。
- ② 埋もれた文化的資源の発掘や新しい地域文化の創造活動の促進、優れた文化に接する機会の創出を図るとともに、地域文化情報の積極的な発信を促進する。
- ③ 豊かな自然環境、美しい景観、伝統文化、歴史など、市民が親しみを持ち、郷土に誇りを感じることができるよう、施設の充実や文化活動の場の充実を図るため、文化協会の活動の振興や既存施設の有効利用に努める。
- ④ 地域住民の自主的な文化活動を推進するため、情報の提供、文化団体の育成を図る。
- ⑤ 特色を生かした街並みの整備を推進し、過疎地域の貴重な建築物や景観等を活かした地域の活性化を図る。
- ⑥ 本市の歴史や文化を広く後世に伝承するため、市史を編さんする。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特 別事業	・ 緒川総合センター事業	市	
		・ 浪漫文化街並みづくり事業	市	
		・ 市史編さん事業	市	
		・ 文化財保護費（高部宿調査）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

常陸大宮市バイオマスタウン構想の推進

過疎地域の総面積の7割を占める森林はスギ・ヒノキの人工林が5割を占めているが、林業生産活動の鈍化傾向により、森林内に未利用間伐材等が放置されることで、林地残材が増加している状況にある。

林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして利用することで、低炭素社会の実現を図り、またエネルギーの地産地消による地域経済の浮揚を図る必要がある。

(2) その対策

木質バイオマス利活用事業

未利用間伐材を利用した、木質バイオマスの有効活用として、再生可能エネルギーの活用を推進する。

市内温泉温浴施設「ささの湯」，「三太の湯」，「四季彩館」では木質バイオマスボイラーを導入しており，以前使用していた重油燃料から木質バイオマス（木質チップ燃料）に移行することにより，CO₂排出量削減による地球温暖化の防止に努めている。

(3) 事業計画

持続的発展施策区分	事業名 施設名	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	木質バイオマス利活用事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

再生可能エネルギーの利用の推進の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 緒川ダム関連地域の振興

緒川ダム関連地域は、平成 12 年の緒川ダム建設計画が中止になってから 20 年が経過した。その間、緒川ダム中止関連対策事業により、生活インフラ等の整備が年次的に施されている状況である。

県道整備を早期実現するとともに、接続する市道についても計画的に整備を進め、当該地域の生活基盤づくりを早急に推進する必要がある。

イ 自然災害対策

東日本大震災以降も、令和元年東日本台風による災害が発生しており、甚大な被害に見舞われた。このため、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、事前の防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がある。

ウ 廃校の利活用

学校施設は、地域住民にとって身近な公共施設であり、またその校舎などは地域のシンボリックな存在であることから、廃校となった後も地域コミュニティの拠点として活かす施設の利活用や土地の有効利用などを検討する必要がある。

エ 地域拠点づくり

過疎地域においては、「小さな拠点」として公共施設や店舗、福祉施設等の集積により、活力ある地域拠点の形成・充実を図る必要がある。

特に、各地域における支所庁舎については、総量の適正化をはじめ長寿命化、再編・利活用、コスト縮減、投資的経費の平準化等に努め、持続可能な地域拠点づくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 緒川ダム関連地域の振興

県道下檜沢上小瀬線及び常陸太田那須烏山線の道路改良の早期完成に向けて、強く県に要望する。

イ 自然災害対策

常陸大宮市地域防災計画に基づき、「自助・共助」による地域防災力の強化に努めながら、防災体制や防災基盤の充実・強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組むとと

もに、関係機関との連携を強化し、避難・救援体制の充実に努める。

ウ 廃校の利活用

廃校となった学校施設や土地の利活用策は、まちづくりのための重要な施策であり、地域資源を活かし、地域の活性化につながるような施策を展開する。

エ 地域拠点づくり

地域住民の交流拠点を形成するとともに、地域における行政サービスの総合窓口として市民の利便に供するため、支所庁舎と地域公民館を複合化し、地域センターとしての整備を検討する。

(3) 事業計画

持続的発展施策施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・ 緒川ダム中止関連対策事業	県	
		・ 自主防災組織育成事業	市	
		・ 山方支所庁舎建替え事業	市	
		・ 美和支所庁舎整備事業	市	
		・ 緒川支所移転事業	市	
		・ 御前山支所駐車場修繕工事	市	
		・ 御前山支所庁舎改修工事	市	
		・ 御前山支所旧庁舎の解体	市	
		・ 御前山支所旧庁舎解体後の跡地利用	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項の区分における公共施設等に係る事業については、総合管理計画に定める基本方針を踏まえ、事業を適正に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進, 人 材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	・元気ひたちおおみや結婚 応援事業 ・新婚家庭家賃助成事業 ・結婚祝い金事業 ・移住体験事業 ・わくわく茨城生活実現事業 ・定住促進のための住宅取 得奨励金交付事業 ・地域おこし協力隊事業 ・中学生海外研修事業	市	未婚化及び晩婚化に 歯止めをかけ, 移住 者や定住者を増やす ことは, 人口増加や地 域の活性化につなが るものであり, 事業効 果は将来に持続的に 及ぶものである。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業	・商工会支援事業	市	商工会と連携し, 商工 業者の振興と安定を 図り, 健全な地域経 済の発展につながる のもであり, 事業効果 は将来に持続的に及 ぶものである。
		・観光イベント助成事業(あゆ の里まつり・やまがた宿芋煮 会) ・観光イベント助成事業 (美和ふるさと祭り・花立山星 まつり) ・観光イベント助成事業(七 夕まつり in 緒川) ・観光イベント助成事業(ござ んやままつり・長倉七夕まつ り)	市	各種団体等が行う事 業を推奨し, 地域活 性化を図るものであ り, 事業効果は将来 に持続的に及ぶもの である。
		・木造住宅建設助成事業	市	木材需要の拡大を推 進することにより, 林 業の振興と地域産業 の育成を図るもので あり, 事業効果は将来 に持続的に及ぶもの である。

4 交通施設の整備, 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	・地方バス路線補助事業 (地方バス路線維持費補助金) ・地方バス路線補助事業 (高部烏山間代替バス運行負担金) ・予約制乗合タクシー運営補助事業	市	地域特性に応じた持続可能な地域公共交通の維持や活性化を図るものであり, 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	・特別保育事業 ・放課後児童健全育成事業	市	保育所(園)や学校の空き教室等を利用して, 適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図るものであり, 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		・障害者地域生活支援事業 ・包括的支援事業 (在宅介護支援センター運営事業) ・地域生活支援事業(高齢者福祉対策) ・高齢者福祉タクシー事業 ・美和総合福祉センター運営事業 ・緒川老人福祉センター運営事業 ・高齢者クラブ運営費補助事業	市	高齢者や障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものであり, 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		・母子保健事業 ・予防接種事業 ・健康増進事業 ・特定健康診査・特定保健指導事業	市	妊娠, 出産, 育児が安心して行えるよう, また市民の病の予防や健康の維持向上及び医療費の抑制を図るものであり, 事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		・シルバー人材センター運営費補助事業	市	子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

		・美和高齢者コミュニティセンター運営事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所地域活動事業 ・自立支援給付サービス事業 ・幼児バス運行事業(美和認定こども園) ・幼児バス運行事業(おがわ幼稚園) ・山方支所 赤ちゃんの駅設置推進事業 ・道の駅みわ 赤ちゃんの駅設置推進事業 ・出産祝い金支給事業 ・社会福祉協議会支援事業 ・民生委員児童委員協議会支援事業 ・心配ごと相談所運営事業 ・ファミリーサポート事業		を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	・常陸大宮済生会病院運営補助事業 ・医療福祉費助成事業 ・医師確保等事業 ・在宅当番医制運営費 ・人間・脳ドック検診費補助	市	市民が安心して暮らすことができる環境を整えるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	・公民館講座開催事業 ・社会体育団体支援事業	市	学習やスポーツ活動の機会を増やすことで、生涯にわたって元気に学び、自分らしく輝くひとを育むものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	・空き家対策事業 ・集落支援事業 ・公営住宅解体事業 ・自治組織の育成支援事業 (地域活性化支援交付金・地区集会施設等整備補助金)	市	人口減少と高齢化の進む地域の維持及び活性化を図るものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	・緒川総合センター事業 ・浪漫文化街並みづくり事業 ・市史編さん事業 ・文化財保護費(高部宿調査)	市	ふるさとへの愛着と誇りを育み、交流と賑わいの創出を図り、地域活性化を推進するものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	・木質バイオマス利活用事業	市	CO ₂ 排出量削減による地球温暖化の防止に努めるものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・緒川ダム中止関連対策事業	県	活力ある地域拠点の形成・充実を図り、持続可能なまちづくりに取り組むものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		・自主防災組織育成事業 ・山方支所庁舎建替え事業 ・美和支所庁舎整備事業 ・緒川支所移転事業 ・御前山支所駐車場修繕工事 ・御前山支所庁舎改修工事 ・御前山支所旧庁舎の解体 ・御前山支所旧庁舎解体後の跡地利用	市	

